

平成23年度版

しまねの男女共同参画年次報告

(平成22年度推進状況・施策概要)

島 根 県

はじめに

島根県では、男女共同参画基本法の理念に則り、「島根県男女共同参画計画～しまねパートナープラン21（改定版）～（計画期間：平成18年度～平成22年度）」に基づいて、施策の推進に取り組んでまいりました。県政世論調査によると、平成18年度以降、固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合は増加傾向にあり、男女共同参画に対する理解が徐々に深まっていることが伺えます。

この計画が昨年度末に終了したことに伴い、平成23年5月、「第2次島根県男女共同参画計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）」を策定いたしました。

新計画では、県がめざす社会の姿を明確にし、男性や若者に向けた理解促進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などの施策を新たに盛り込みました。今後、新計画に沿って、男女共同参画社会の実現に向けて施策を進めてまいります。

本報告は、平成14年4月に施行された島根県男女共同参画推進条例の第21条に基づき、男女共同参画計画に掲げる施策の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を年次ごとに取りまとめ公表するものです。

多くの県民の皆様には本県の男女共同参画の現状と施策について理解を深めていただき、本県において男女共同参画社会が着実に実現していくことを期待いたします。

平成23年11月

島根県環境生活部長

伊藤修二

目 次

I. 男女共同参画の推進状況	1
II. 平成22年度施策の実施状況	2
III. 県民からの施策に対する苦情の申し出の処理状況	5
IV. 市町村の状況	5
V. 島根県男女共同参画計画（改定版）数値目標進捗状況	6

【資料編】

○男女共同参画の推進状況	9
○平成22年度施策の実施状況	25
○苦情処理の状況	48
○市町村における男女共同参画の状況	49
○島根県男女共同参画推進条例	51
○島根県男女共同参画計画（改定版）施策体系	57
○第2次島根県男女共同参画計画施策体系	59

平成13年2月の島根県男女共同参画計画の策定から10年、平成14年4月の島根県男女共同参画推進条例の施行から9年が経過しました。

この間、だれもが個性と能力を十分に発揮し、県民一人ひとりがいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会づくりへの取組は活発化し、広がりを見せてきました。

しかしながら、県民の意識実態調査や県政世論調査の結果からは、固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることが分かります。今後も市町村との連携を密にして、理解促進に向けた取組を進めます。

以下では、平成22年度の男女共同参画の現状と施策を総括し、今後の課題を展望しました。

I. 男女共同参画の推進状況

1. 社会制度・慣行、意識の状況

「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」（平成21年実施。以下「平成21年調査」という。）では、社会全体における男女の地位の平等感について、「男性の方が優遇されている」とする人の割合が77.2%と、「平等」（17.6%）や「女性の方が優遇されている」（4.9%）を大きく上回っています。（資料編：図1）

また、性別役割分担意識については、「男は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方に、否定的な人が60.5%に対し、肯定的な人は38.7%です。

一方で、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」、「世帯主に男性になるのは当然だと思う」、「自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく」、「家事、介護は女性の方が向いていると思う」という考え方については、肯定的な人の割合が半数を超えており、男女の役割に対する固定的な考え方が依然として残っていることが伺えます。（資料編：図2）

2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の状況

平成23年4月1日現在、地方議会において女性の議員が占める割合は、県5.6%（前年度比+0.2ポイント）、市5.9%（同-0.5ポイント）、町村6.0%（同+0.4ポイント）です。（資料編：図4）

平成22年4月現在、県の審議会等における女性の委員の割合は、40.7%（同-1.1ポイント）と、平成18年度以降、40%台を維持しています。市町村においては23.8%（同+1.2ポイント）と、平成21年度以降、微増となっています。（資料編：図5）

また、公務員における女性の管理職の割合は、県では7.2%（同+0.4ポイント）、市町村は13.0%（同+0.5ポイント）とわずかながら増加しています。（資料編：図6）

地域の状況をみると、PTAにおける女性の役員については、小学校の会長と副会長はそれぞれ4.0%（同-1.4ポイント）と41.1%（同+1.3ポイント）、中学校の会長と副会長は、1.0%（同±0ポイント）と32.6%（同+2.3ポイント）です。一方、自治会については、会長1.8%（同-0.3ポイント）、副会長3.2%（同-2.3ポイント）と女性役員が非常に少ない状況です。（自治会役員数は、回答のあった市町村のみ集計）（資料編：図7、8）

3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の状況

平成 21 年調査では、多くの家庭で、食事のしたく・かたづけ、掃除などを主に妻が行っている結果となっています。（資料編：図 11）

また、女性、男性とも希望としては、「仕事と家庭生活をともに優先したい」が最も支持されていますが、現実には、女性は「家庭生活を優先」、男性は「仕事を優先」という回答が多くなっています。（資料編：図 12）

労働力率については、男性は 73.2%と全国平均をやや下回っていますが、女性は 50.0%と全国平均をやや上回っています。（資料編：図 13）

また、平成 20 年の「労務管理実態調査」をみると、いずれかの役職に女性を「登用している」事業所の割合が次第に高まり、職場における女性の登用や、育児休業制度などの雇用環境の整備が進みつつあることが伺えます。一方で、育児休業や介護休業の利用は依然として少ない状況です。（資料編：図 10、14、15、16）

県では、仕事と家庭の両立がしやすい職場作りを進めるため、従業員の子育てを積極的に応援する企業を「こころカンパニー」に認定し、県のホームページ等での PR や低利融資などにより支援を行っています。こころカンパニーの認定企業は年々増加し、平成 23 年 10 月 20 日現在、177 社が認定されています。（資料編：図 17）

4. 個人の人権関係

平成 22 年度中に県の女性相談センター等に寄せられた相談件数は 3,602 件で、そのうち面接相談は 984 件、電話相談は 2,618 件であり、面接相談は前年度に比べて 250 件の減(-20.3%)、電話相談は 323 件の増(+14.1%)となっています。

相談内容(主訴別)をみると、「夫等の暴力」が 552 件で最も多く、全体の 15.3%を占めています。これに「離婚問題」(547 件、構成比 15.2%)、「夫のその他の問題」(495 件、同 13.7%)や「夫等の酒乱」(6 件、同 0.2%)を合わせると、夫婦間における問題が全相談件数の 44.4%を占める結果となっています。

また、何らかの事情で保護が必要な女性に対して行っている一時保護については、一時保護した女性は 37 人で、そのうち夫やパートナーからの暴力によるものが 26 人と、一時保護件数の 70.2%を占めています。（資料編：図 21、22、23）

II. 平成 22 年度施策の実施状況

1. 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革

県では、「島根県男女共同参画推進条例」の趣旨を県の諸施策に反映させるとともに、男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ県内各地で男女共同参画推進のための広報・啓発を行いました。また、男女共同参画サポーターを養成支援し、地域における男女共同参画の理解促進に向けた取組を推進しました。

しかし、県民の意識実態調査の結果、依然として固定的な性別役割分担意識が存在することから、今後も、地域における理解促進に向けた広報・啓発活動を実施します。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて固定的な性別役割分担意識にと

らわれず、一人ひとりの個性や能力が伸ばせる環境づくりの推進と男女相互の理解・協力、望ましい人間関係の確立について、指導を行ってきました。教職員研修の充実を図るほか、学習教材の開発と指導方法の工夫、各校種間の交流、家庭・地域や関係機関との連携に努めています。

社会教育においては、人権啓発推進センター等と連携し、社会教育指導者に対する研修の充実を図り、人権課題「女性」の視点から、男女共同参画推進についての教育・啓発に努めています。

今後も男女共同参画の視点を重視した学習機会や研修の場の提供に計画的、継続的に努めます。

2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県では、「男女共同参画計画（しまねパートナープラン 21）」（改定版）で、審議会等への女性の参画率を 40%以上とする目標を掲げ、女性の登用を積極的に推進しています。これまでの取り組みの結果、平成 12 年に 16.2%であった女性の参画率が、平成 22 年 4 月 1 日現在、40.7%となりました。

今後も引き続き、審議会等の委員の選任に当たっては、委員構成の見直しや公募委員の活用など、従来の慣例にとらわれない柔軟な対応を行い、女性の参画促進に努めます。

また、市町村や関係団体に対しても、女性の参画の拡大が図られるよう引き続き働きかけます。

3. 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

核家族化が進行し、地域の連帯感が希薄化する中で、地域全体で子育てを支える気運を醸成し、子育てにかかる男女共同参画を推進することが必要です。このため、子育て家庭に交付したパスポート（こっころ）を協賛店に提示すると、独自の子育て応援サービスが受けられる「しまね子育て応援パスポート事業」に取り組むとともに、子育てや子ども、家族に関する楽しさ、うれしさや感動などを表現した「ことのは（言の葉）」を全国募集し、その優秀作品を活用する啓発事業を実施するなど、安心して子育てできる環境づくりを推進しました。平成 21 年度からおむつ替えや授乳ができる施設を「赤ちゃんほっとルーム」として登録する事業を始め、乳幼児連れの家族が安心して外出できる環境の整備を推進しています。

また、子育てと仕事の両立を図るため、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの様々な子育て支援サービスの充実を図りました。

今後とも、子育てを支援する人材の育成や子育て支援団体との連携を図るとともに、より多くの方々や団体の参加・参画を得て啓発事業を実施し、地域社会全体で子育てを支える気運醸成を図ります。また、多様化するライフスタイルや価値観に対応した子育て支援サービスの充実が求められていることから、県内市町村において、地域の実情に応じたきめ細かなサービスが実施されるよう働きかけます。

母子家庭に対する自立支援については、就業・自立支援センターにおいて就業相談、

無料職業紹介、就業支援講習会のほか無料法律相談を実施しました。また、個々の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを作成し、きめ細やかな就業支援を行いました。

また、ひとり親家庭に対する生活支援については、必要なサービスが適宜提供できるよう、県下全域での提供体制の整備とともに各種支援制度の広報を一層充実させていきます。

雇用の分野においては、労働者の働きやすい職場づくりや、多様な働き方を可能とする就業条件の整備等を推進するため、中小企業に対し労務管理改善、就業規則の見直し等の指導・助言を行う労働施策アドバイザーの派遣を実施するとともに、各種労働関係法を総合的にまとめた「働く人、雇う人のためのハンドブック」を作成、関係機関に配布し普及啓発を行いました。

また、結婚、出産、育児等で長期に離職を余儀なくされ、再就職を希望する長期離職者を対象に、就業に必要な相談、情報提供を行うとともに、離転職者を対象とした公共職業訓練を実施し、再就職希望者への支援を図りました。

今後とも、男女に均等な雇用環境の整備に向けて、関係機関と連携しながら、職場や地域での意識啓発が図られるよう引き続き県内事業所等へ働きかけます。

農山村において、地域や生産活動の重要な担い手である女性に対する支援として、女性リーダーの資質向上を目的とした研修会への参画誘導、自己啓発や意識改革等の活動を自主的に行う女性農林業者の活動支援など、女性組織の活動を活性化させるとともに、意欲的な農山村女性リーダー等の公職や地域活動への参画の促進に努めました。

林業においては、森林組合の女性職員が自主的に行った資質向上研修を積極的に支援し、女性組織の活性化に努めました。また、森林組合では女性の管理職登用が進み、経営方針決定過程における女性参画が進んできました。

水産業や漁村の維持発展には、女性の担い手としての活躍や地位の向上が従来にも増して必要となっています。このために、地域や女性活動のリーダー育成、各種研修会や情報交換を通じた活動拡充などの取り組みが重要です。

県では優れたリーダーを「漁村女性指導士」として認定し、各種研修事業等への参加を支援するとともに、県内の先進的活動を行っている女性グループが互いの活動事例を発表し、交流する機会を設定しています。また、水産物加工業等への女性グループの取り組みを支援するため、起業に必要な資金の貸付も実施しています。

今後も関係団体との連携を密にして、新たな女性リーダーの育成に努めるとともに、普及事業や試験研究機関による女性活動や起業等への支援を強化し、農山漁村における女性の活動を積極的に支援します。

4. 個人の尊厳の確立

松江市の女性相談センター、大田市の女性相談センター西部分室（あすてらす女性相談室）のほか、出雲・浜田・益田の各児童相談所及び中央児童相談所隠岐相談室の女性相談窓口において、配偶者からの暴力（DV）に関する相談や被害者の保護、自

立支援など、DV被害者支援の充実に努めました。

配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、若年層を対象としたデートDV予防のための出前講座の実施や、11月12日から11月25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に啓発・広報活動を行いました。

平成23年3月には、「島根県DV対策基本計画(第2次改定版)」を策定しました。本計画では基本目標ごとに「数値目標」を設定し、効果的に施策を推進していくこととしています。

今後は、関係機関等との連携により若年層への人権教育や、相談・保護・自立支援等の被害者支援の充実を図るとともに、DVを家庭内の暴力として包括的に捉え、児童虐待や高齢者虐待も視野に入れたDV予防啓発に取り組みます。

Ⅲ. 県民からの施策に対する苦情の申し出の処理状況

平成22年度は、島根県男女共同参画推進条例第20条に基づく苦情の申し立てはありませんでした。

Ⅳ. 市町村の状況

県内の市町村では、平成23年4月1日現在、男女共同参画に関する条例を制定しているのは10市町(47.6%)であり、男女共同参画に係る計画を策定しているのは20市町です。平成22年度には、奥出雲町、海士町及び西ノ島町において男女共同参画計画が策定されました。

地域における男女共同参画の推進には、住民に最も身近な市町村の取組が重要であることから、市町村と連携し、引き続き理解促進に取り組めます。

V. 島根県男女共同参画計画（改定版）数値目標達成状況

区分（第5章）			No.	項目	プラン改定時 (H17)	現状値 (H23.3月末現在)	目標値 (H22)	担当課名
基本 目標	重点 目標	基本 方向						
I	1	(1)	1	男女の地位の不平等感 (各分野平均)	62.2% (H16)	56.8% (H21)	50%	環境生活総務課
			2	男女共同参画計画策定市町村数	8 (H17.10)	20	21	環境生活総務課
	2	(1)	3	固定的性別役割分担意識に否定的な 人の割合	59.0% (H16)	60.5% (H21)	75%	環境生活総務課
			3	(1)	4	授業で人権の視点から男女共同参画 の内容を取り上げた学校の割合	70% (H16)	100%
	5	教職員研修で人権課題「女性」を取り 上げた学校の割合			55% (H16)	60%	100% (H19)	人権同和教育課
II	4	(1)	6	審議会等への女性の参画率	38.7% (H17.10)	40.7% (H22.4月)	40%以上	環境生活総務課
			7	女性委員を含む審議会等比率	98.4%	99.1% (H22.4月)	100%	環境生活総務課
III	7	(2)	8	島根県労務管理実態調査において育児休 業制度を就業規則で規定していると回答 した事業所の割合	86.7% (H14)	85.9% (H20)	100%	雇用政策課
			9	島根県労務管理実態調査において介護休 業制度を就業規則で規定していると回答 した事業所の割合	78.5% (H14)	78.1% (H20)	100%	雇用政策課
			10	次世代育成支援対策推進法に基づく一般 事業主行動計画を策定・届出企業数	0社 (H16)	169社	100社	青少年家庭課
			11	ファミリーサポートセンター設置数 (支部を含む)	14箇所 (H16)	13箇所	15箇所 (H21)	青少年家庭課
			12	前年度緊急再就職訓練修了者の就職 率	80% (H17.12)	75.8%	100%	雇用政策課
			13	キャリアカウンセリング延べ人数	404人 (H16)	(H18事業終了)	—	雇用政策課
		(3)	14	特別保育事業を実施する市町村の 割合	33.6% (H16)	95%	75% (H21)	青少年家庭課
			15	地域子育て支援センターの箇所数	33箇所 (H16)	54箇所	47箇所 (H21)	青少年家庭課
			16	病後児保育（派遣型）の延べ派遣 回数	0回 (H16)	0回	100回 (H21)	青少年家庭課
			17	病後児保育（施設型）の箇所数	9箇所 (H16)	21箇所	23箇所 (H21)	青少年家庭課
			18	一時保育の箇所数	146箇所 (H16)	206箇所	185箇所 (H21)	青少年家庭課
			19	特定保育の箇所数	0箇所 (H16)	55箇所	9箇所 (H21)	青少年家庭課
			20	通常保育の定員数又は受け入れ児童 数	18,749人 (H16)	22,018人	19,135人 (H21)	青少年家庭課
	21		延長保育の箇所数	144箇所 (H16)	163箇所	227箇所 (H21)	青少年家庭課	
	22		休日保育の箇所数	12箇所 (H16)	28箇所	40箇所 (H21)	青少年家庭課	
	23		夜間保育の箇所数	0箇所 (H16)	3箇所	2箇所 (H21)	青少年家庭課	
	24		子育て短期支援 (ショートステイ)の箇所数	1箇所 (H16)	3箇所	6箇所 (H21)	青少年家庭課	
	25		子育て短期支援 (トワイライトステイ)の箇所数	0箇所 (H16)	2箇所	3箇所 (H21)	青少年家庭課	
	26	放課後児童クラブの箇所数	124箇所 (H16)	182箇所	164箇所 (H21)	青少年家庭課		
	(4)	27	要介護状態でない者の割合	82%	85.3%	85.3%	高齢者福祉課	
		28	改善計画認定件数	23件 (H16)	8件	30件	雇用政策課	

区分(第5章)			No.	項目	プラン改定時 (H17)	現状値 (H23.3月末現在)	目標値 (H22)	担当課名	
基本 目標	重点 目標	基本 方向							
	8	(1)	29	島根県労務管理実態調査において係長以上の役職に女性を登用していると回答した事業所の割合	54.8% (H14)	50.9% (H20)	63.5%	雇用政策課	
		(4)	30	島根県労務管理実態調査においてパートタイム労働者に対する就業規則を定めていると回答した事業所の割合	85.7% (H14)	87.0% (H20)	100%	雇用政策課	
	9	(1)	31	家族経営協定締結数	127経営体 (H16)	164経営体	160経営体 (H21)	農業経営課	
		(2)	32	農業委員に占める女性の割合	2.2% (H17.8)	4.0%	4.0% (H21)	農業経営課	
			33	女性の農業士数	45人 (H16)	33人	60人 (H21)	農業経営課	
			34	女性の漁村指導士数	6人 (H16)	9人	24人	水産課	
		(3)	35	女性の起業法人グループ数 (農業分野)	6法人 (H16)	12法人	10法人 (H21)	農業経営課	
	10	(1)	36	避難所における適切な女性への配慮を予め定めている市町村数	0	11	21	消防防災課	
		(2)	37	消費者リーダーの数 (10万人当たり)	3.2人	6.8人	9人	環境生活総務課	
		(3)	38	防犯教室開催回数	150回	1927回	200回	生活安全企画課	
			39	生きがい・社会参加活動への参加者数	89,322人	70,451人	100,000人	高齢者福祉課	
			40	地域防犯ボランティア団体結成育成数	112団体	369団体	300団体	生活安全企画課	
	IV	11	(1)	41	配偶者からの暴力に関する講演会・研修会の参加者数	495人 (H16)	460人	700人	青少年家庭課
			(2)	42	女性相談窓口設置市町村数	7	21	21	青少年家庭課
		13	(1)	43	乳がん検診受診率 (H15:視触診単独、H17から視触診+マンモグラフィー併用)	8.4% (H15)	7.6% (H21)	20% (H20)	健康推進課
				44	子宮がん検診受診率	12.5% (H15)	15% (H21)	30% (H20)	健康推進課
			(2)	45	人工妊娠中絶率 [女子人口千人比]	10人 (H16)	8.5人 (H21)	9.8人	健康推進課
46				乳児死亡率[出生千人比]	2.9人 (H16)	2人 (H21)	2.8人	健康推進課	
47				低体重児出生率	9.1% (H16)	11.2% (H21)	8.6%	健康推進課	
48				周産期死亡率[出産千人比]	3.9人 (H16)	4.6人 (H21)	3.8人	健康推進課	
(3)			49	教職員対象のエイズ・性教育の研修回数	1回	1回	1回	保健体育課	
			50	教職員対象のエイズ・性教育の研修への小・中・高参加率	99.2%	100%	100%	保健体育課	
			51	性感染症患者発生数	271件 (H16)	233件	271件	薬事衛生課	
			52	薬物乱用防止教室を開催した学校の割合(小・中・高)	22.4% (H16)	47.0%	100%	保健体育課	
			53	教職員対象の薬物乱用防止教育の研修回数	1回	1回	1回	保健体育課	
			54	教職員対象の薬物乱用防止教育研修への小・中・高参加率	99.2%	100%	100%	保健体育課	

資料編

○男女共同参画の推進状況	9
1. 社会制度・慣行、意識、教育の状況	
図1 社会全体における男女の地位の平等感	9
図2 性別役割分担に関する意識	9
図3 高等学校卒業者の進路別割合	10
2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の状況	
図4 地方議会における女性の議員の割合	11
図5 審議会等における女性の委員の割合	11
図6 県内公務員の女性の管理職の割合	12
図7 P T Aにおける女性の会長の割合	14
図8 自治会における女性の会長の割合	15
図9 公民館における女性の館長の割合	15
図10 女性を役職に登用している事業所の割合	16
3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の状況	
図11 家庭の仕事等の役割分担	17
図12 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度	17
図13 労働力率	18
図14 事業所における雇用環境の整備状況	18
図15 育児休業制度・介護休業制度の利用状況	19
図16 育児休業制度を利用した労働者の割合	19
図17 こころカンパニー認定企業数	20
図18 家族経営協定締結農家数	21
図19 女性の農業委員の割合、女性の農業士数	21
4. 個人の人権関係	
図20 ドメスティック・バイオレンスの経験	22
図21 女性相談の件数	22
図22 女性相談の主訴別相談状況	23
図23 一時保護件数	23
5. 国際社会関係	
図24 鳥根県外国人登録者数	24
○平成22年度施策の実施状況	25
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣習の見直しと意識の改革	25
基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	28
基本目標Ⅲ 家庭・職場・地域における男女共同参画の推進	30
基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立	41
基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた取組の推進	47
○苦情処理の状況	48
○市町村における男女共同参画の状況	49
○鳥根県男女共同参画推進条例	51
○鳥根県男女共同参画計画（改定版）施策体系	57
○第2次鳥根県男女共同参画計画施策体系	59

男女共同参画の推進状況

1. 社会制度・慣行、意識、教育の状況

(1) 社会制度・慣行の状況

図1 社会全体における男女の地位の平等感

「男性が優遇されている」と感じている人の割合は、男性が66.3%、女性が85.8%で、男女で意識の差が見られます。

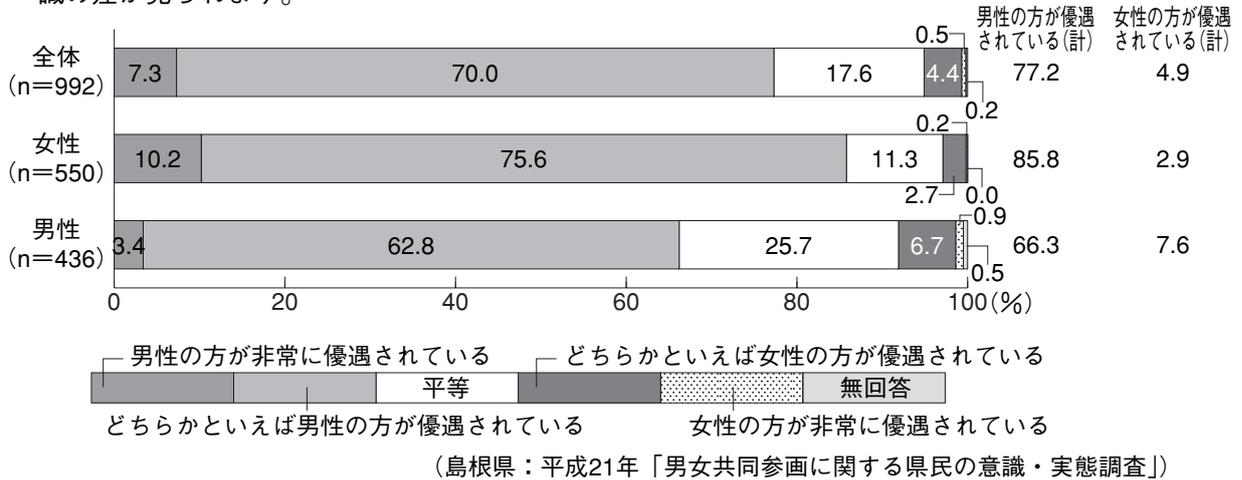
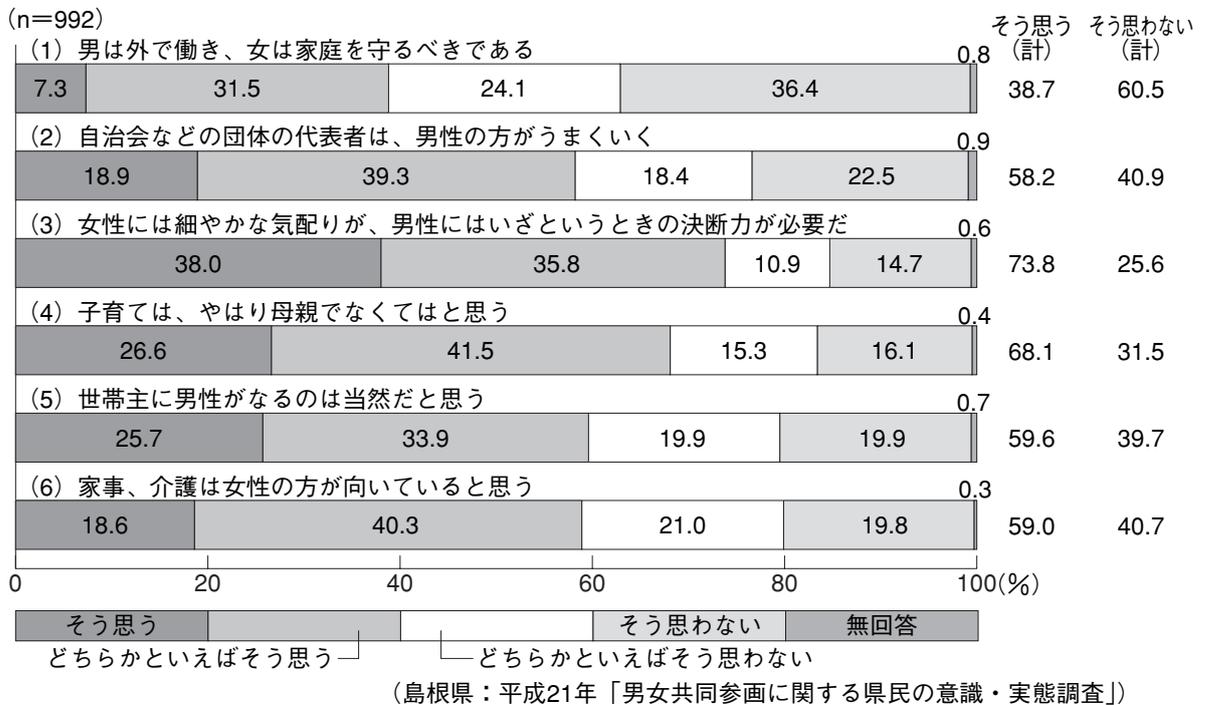
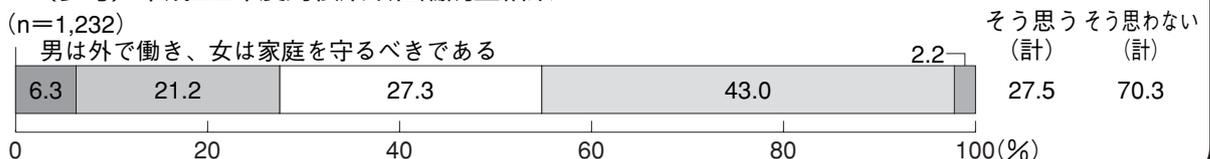


図2 性別役割分担に関する意識

固定的な性別役割分担意識を示す「男は仕事、女は家庭」については、約6割が否定的ですが、それ以外の質問については半数以上が固定的な性別役割分担意識に肯定的です。特に「女性は気配り、男性は決断力」、「子育ては母親」への肯定割合が高くなっています。



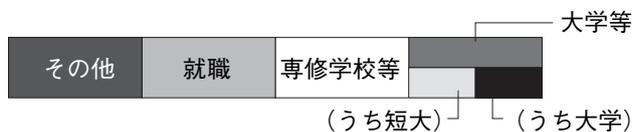
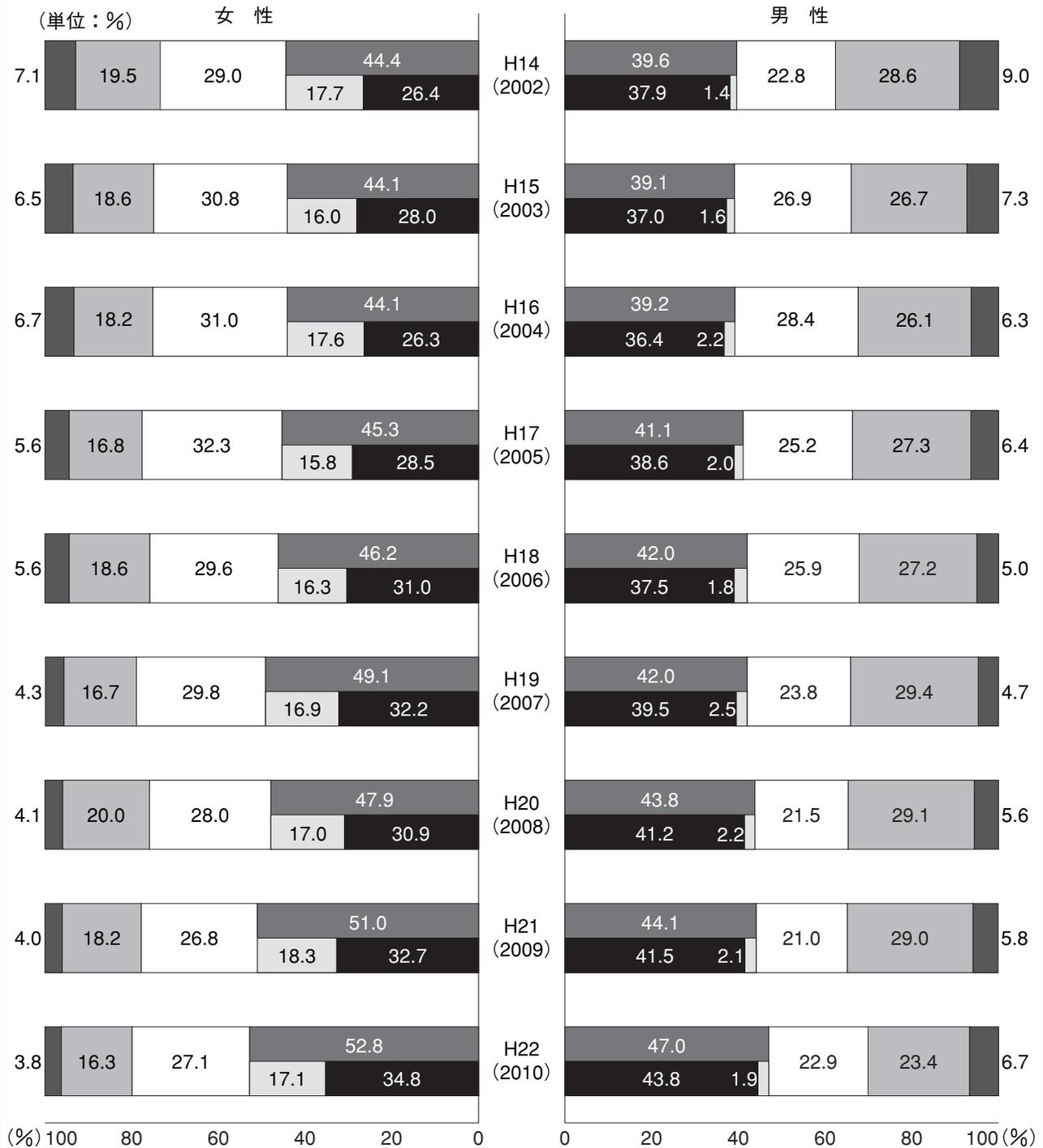
(参考) 平成22年度島根県政世論調査結果



(2) 教育・学習の状況

図3 高等学校卒業者の進路別割合

女性は、高等学校卒業後に就職する者の割合が減り、大学等進学者の割合が増加する傾向が続いており、大学等に進学する割合は男性より5.8ポイントも高くなっています。



注1) 大学等、専修学校等には就職進学者を含む。
 注2) 専修学校等には、公共職業能力開発施設等を含む。
 注3) 就職は、就職進学・入学者を除く。

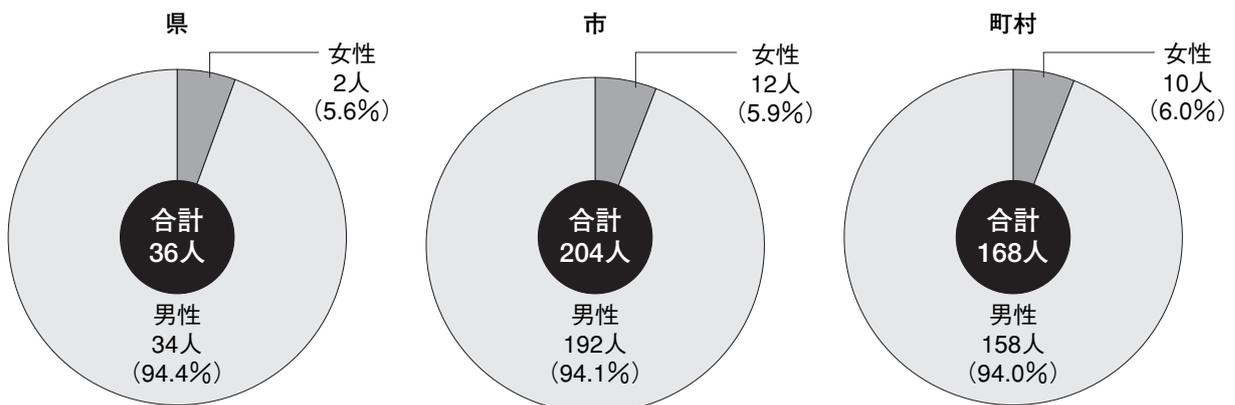
(島根県：平成22年度「学校基本調査」)

2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の状況

(1) 県・市町村における状況

図4 地方議会における女性の議員の割合

平成23年4月1日現在で、市議会の女性議員の割合は5.9%であり、前年度（6.4%）に比べ減少しました。町村議会の女性議員の割合は6.0%であり、前年度（5.6%）に比べ増加しました。また、県議会には2名の女性議員が選出されています。



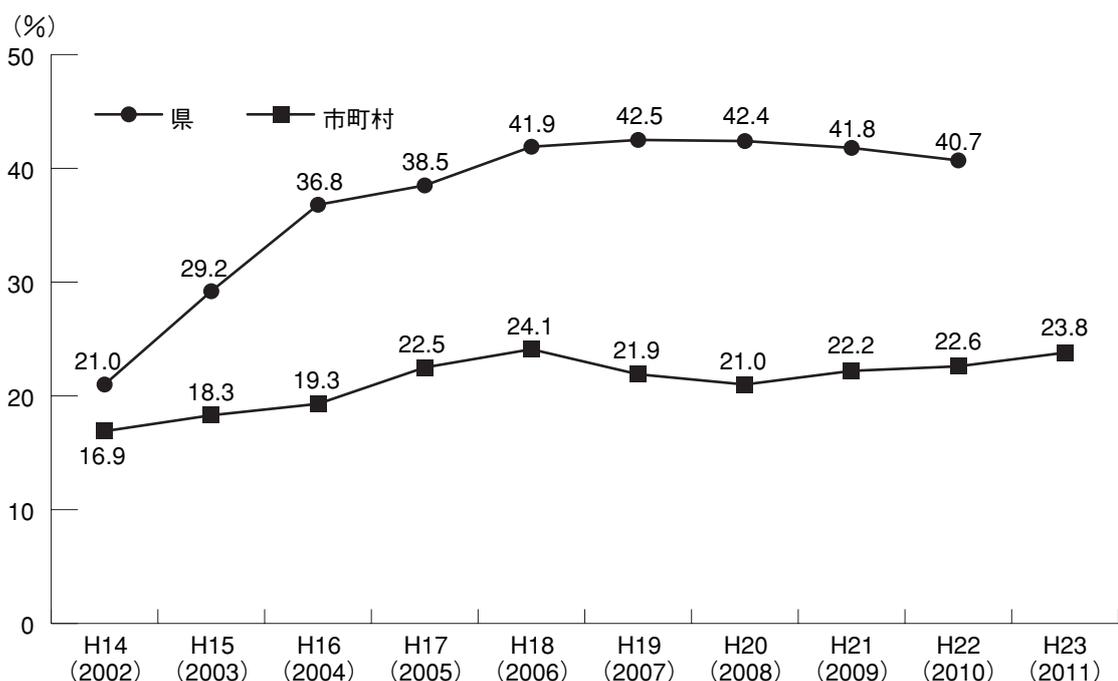
(島根県環境生活総務課調査)

図5 審議会等における女性の委員の割合

○県（目標の対象である審議会等の登用率）

○市町村（地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の登用率）

審議会等の女性の参画率は、県では40.7%（平成22年4月現在）と、5年連続で40%を上回っています。一方、市町村では23.8%（平成23年4月現在）と、平成21年度以降、微増傾向となっています。



※県の数値は、平成23年度以降、3月31日現在で調査予定

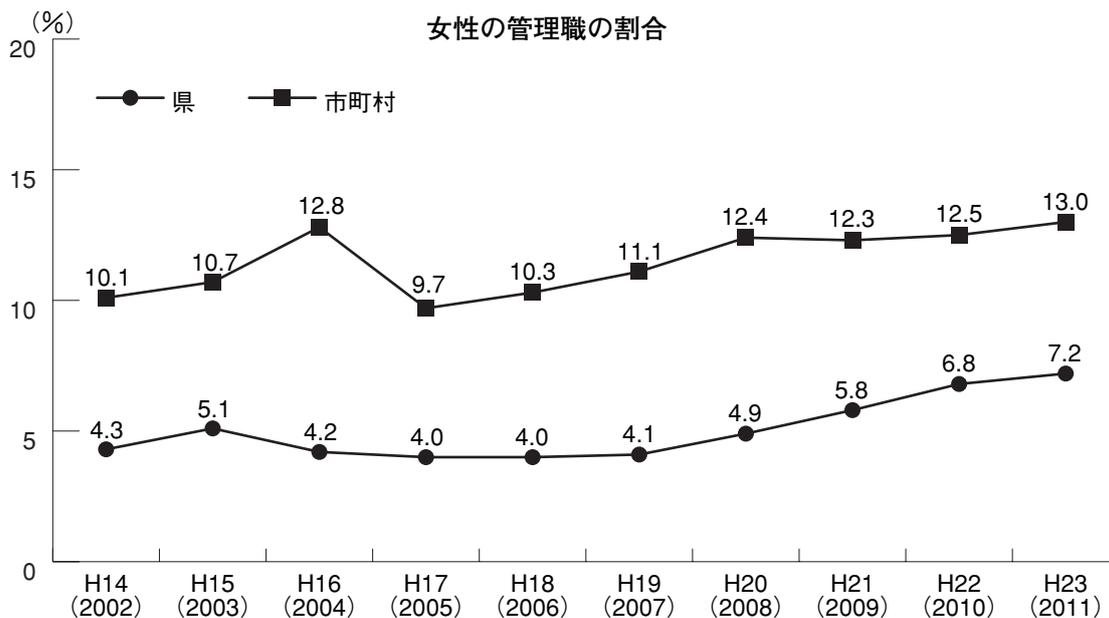
(島根県環境生活総務課調査)

図6 県内公務員の女性の管理職の割合

- 県職員における女性の管理職の割合
- 市町村職員における女性の管理職の割合
- 公立学校教職員における女性の管理職の割合

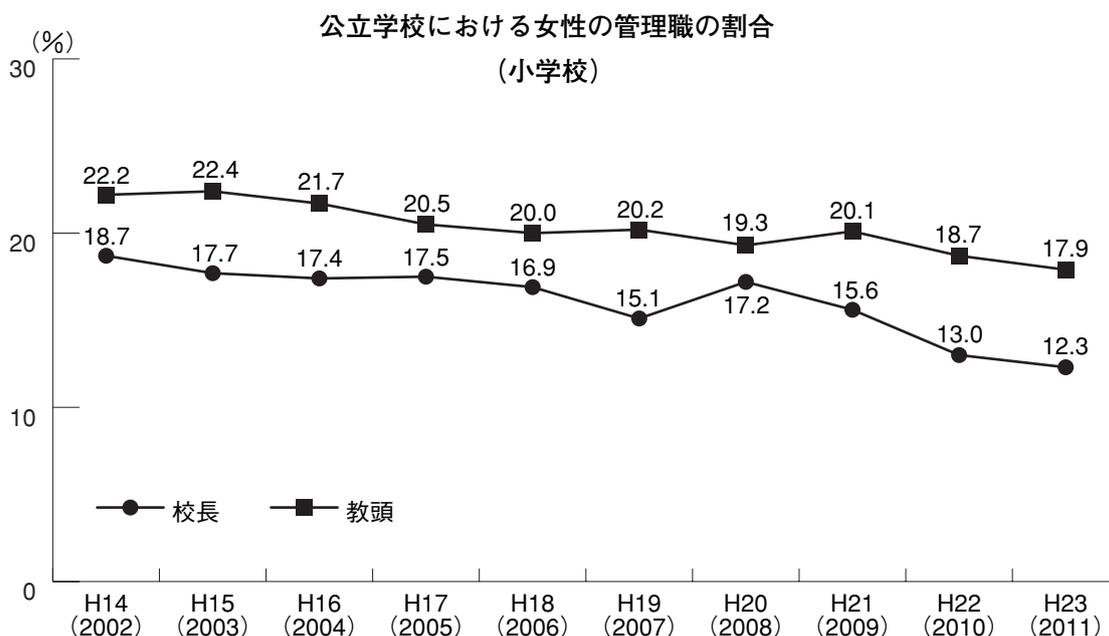
公務員の女性管理職の割合については、県・市町村とも昨年に比べ伸びており、この10年間での最高値となりました。

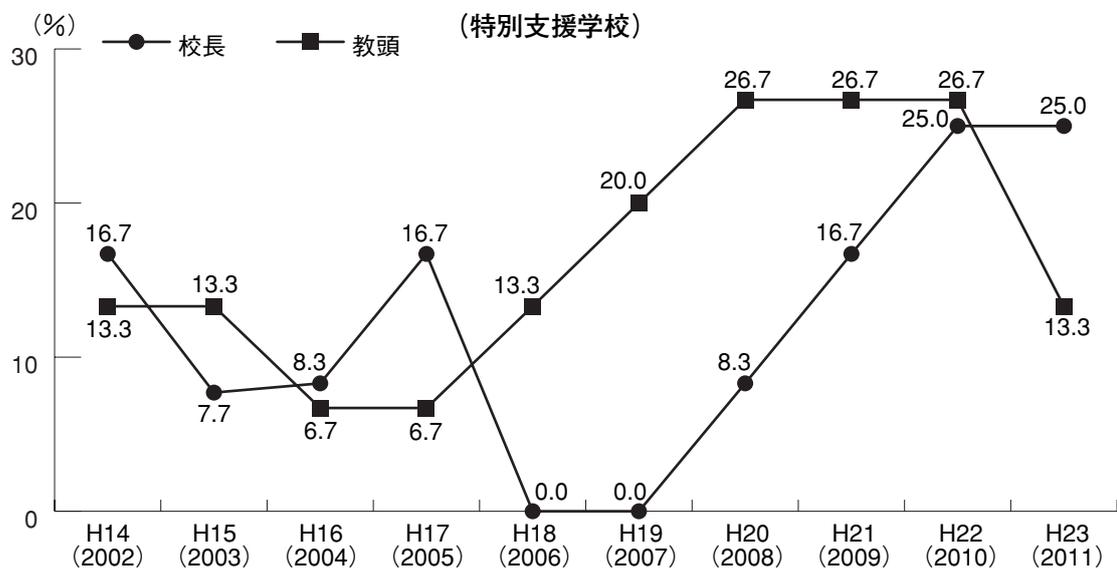
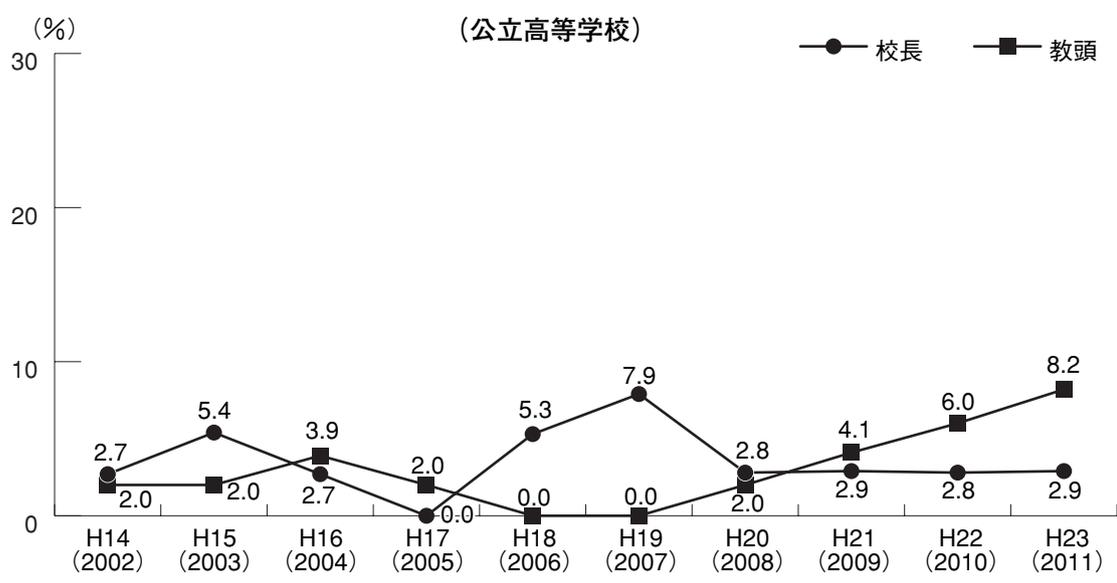
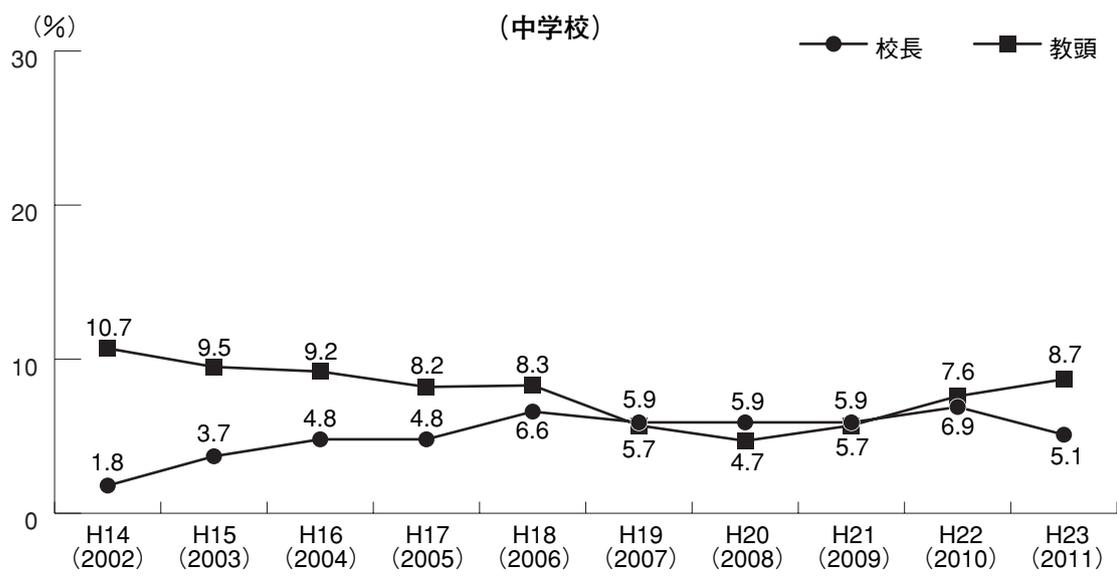
公立学校における女性の管理職登用割合は、ほぼ横ばい傾向となっていますが、公立高等学校の教頭職はこの10年間での最高値となりました。



※管理職とは本庁における課長相当職以上の職

(島根県環境生活総務課調査)





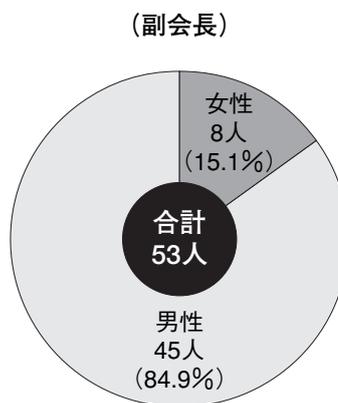
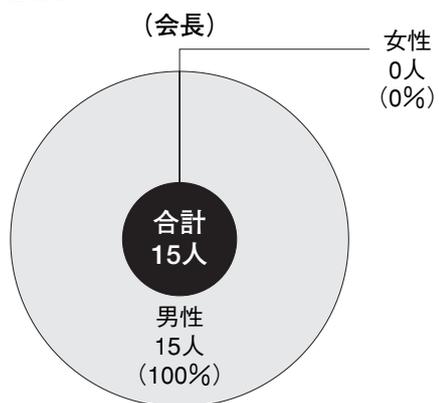
(島根県教育委員会調査)

(2) 地域における状況

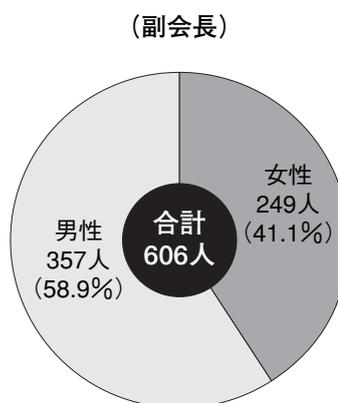
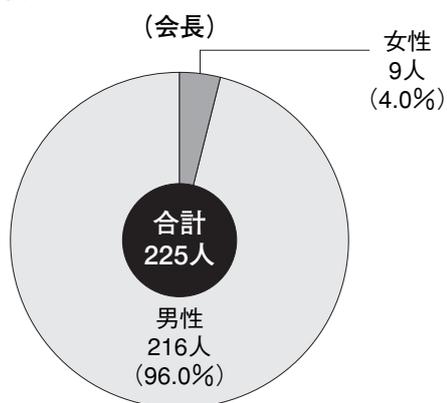
図7 PTAにおける女性の会長の割合

平成23年9月現在で小学校のPTAの女性の会長の割合は4.0%、副会長の割合は41.1%です。また、中学校のPTAの女性の会長の割合は1.0%、副会長の割合は32.6%です。

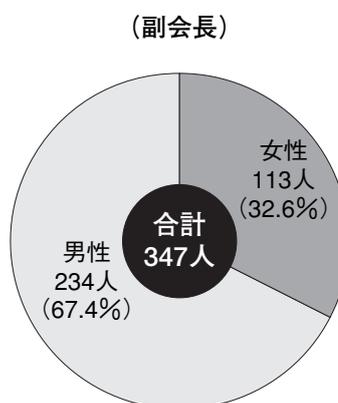
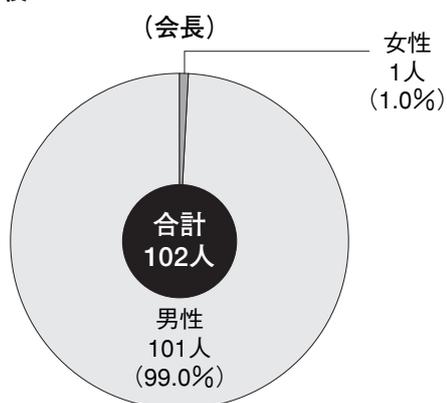
市郡連合会



小学校



中学校

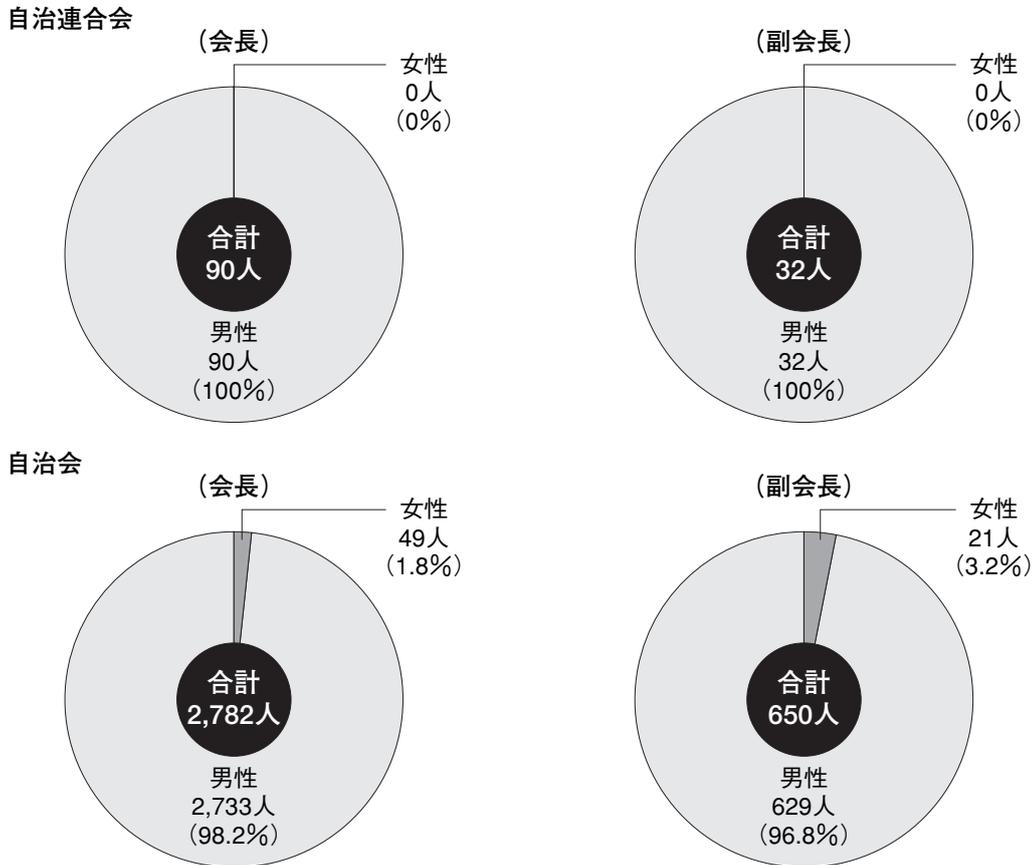


(島根県環境生活総務課調査)

図8 自治会における女性の会長の割合

(報告があった市町村のみの数値です。)

報告があった市町村の集計結果では、平成23年4月現在で女性の自治連合会の会長・副会長はともに0%、自治会の会長・副会長は1.8%・3.2%と非常に低い状況です。

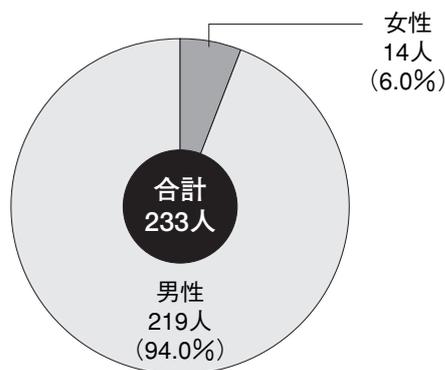


(島根県環境生活総務課調査)

図9 公民館における女性の館長の割合

(報告があった市町村のみの数値です。)

平成23年4月現在で、県内の公民館長のうち6.0%が女性の公民館長です。

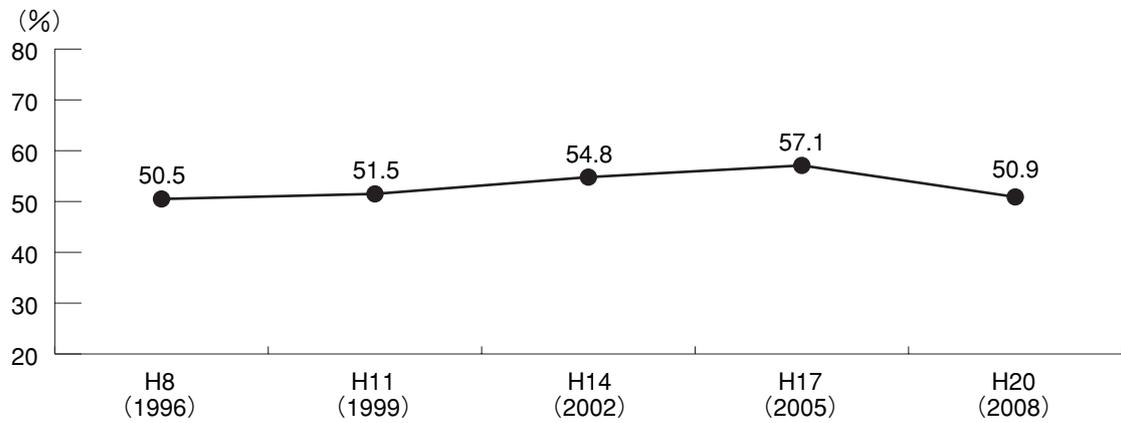


(島根県環境生活総務課調査)

(3) 事業所における状況

図10 女性を役職に登用している事業所の割合

女性を何らかの役職に登用している事業所の割合は年々高まっており、半数以上の事業所で登用されています。



※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
(島根県：「労務管理実態調査」)

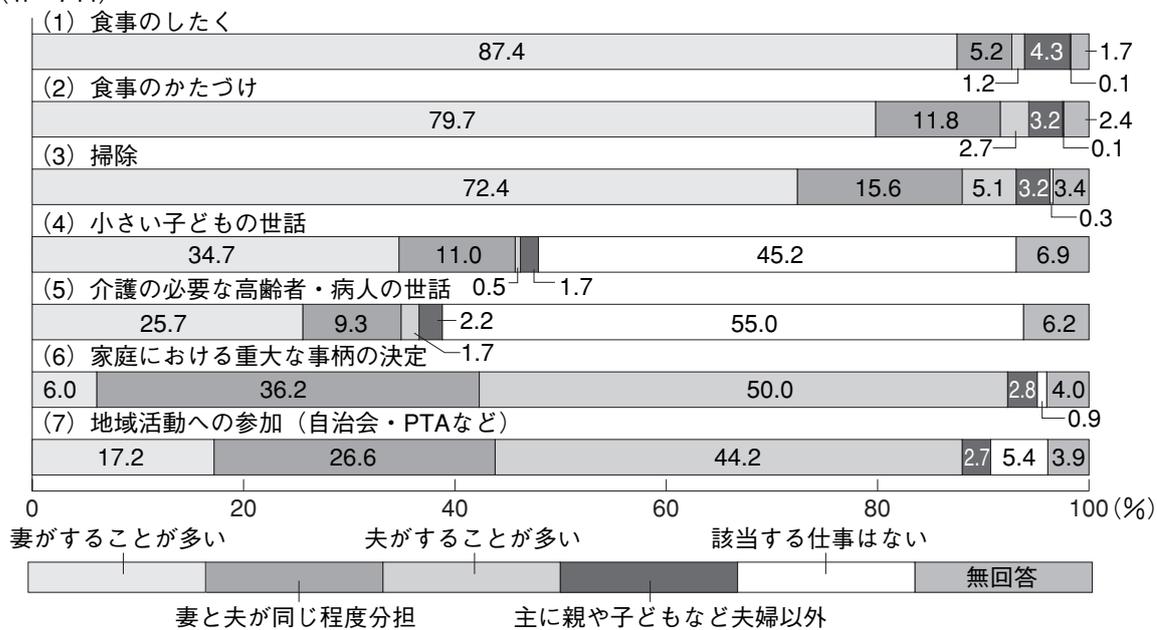
3. 家庭・地域・職場における男女共同参画の状況

(1) 家庭における状況

図11 家庭の仕事等の役割分担

日常生活における家庭の仕事等のうち、家事・育児・介護に関する5項目は、「該当する仕事はない」場合を除いてすべて妻がすることが多く、**「家庭における重大な事柄の決定」**では夫が半数を占め、最も多くなっています。

(n=744)

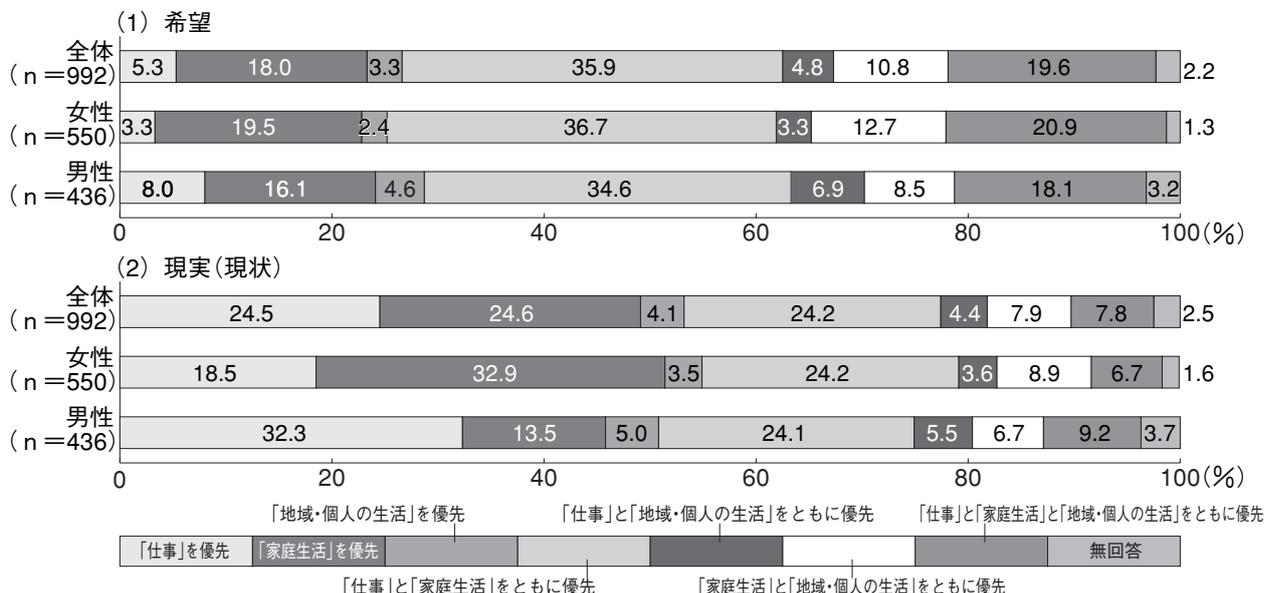


(島根県：平成21年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」)

図12 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度

希望優先度としては、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の割合が35.9%と最も高く、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人の割合(19.6%)が続いています。

ただ、現状では、全体として「家庭生活」を優先している人(24.6%)、「仕事」を優先している人(24.5%)、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している人(24.2%)がほぼ同じ割合となっており、中でも女性は「家庭生活」を優先している人の割合(32.9%)が高く、男性は「仕事」を優先している人の割合(32.3%)が高くなっています。

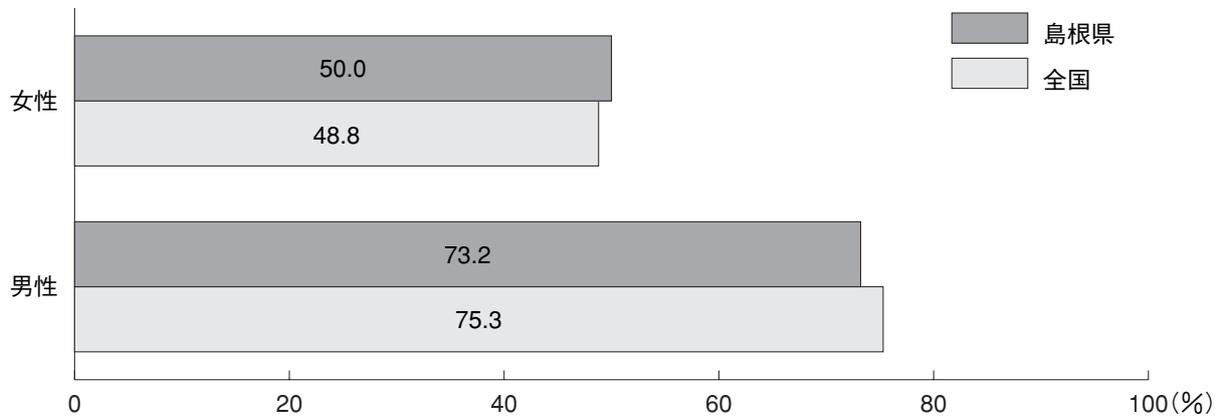


(島根県：平成21年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」)

(2) 事業所における状況

図13 労働力率

労働力率について、男性は全国よりやや下回っていますが、女性は全国を上回っています。



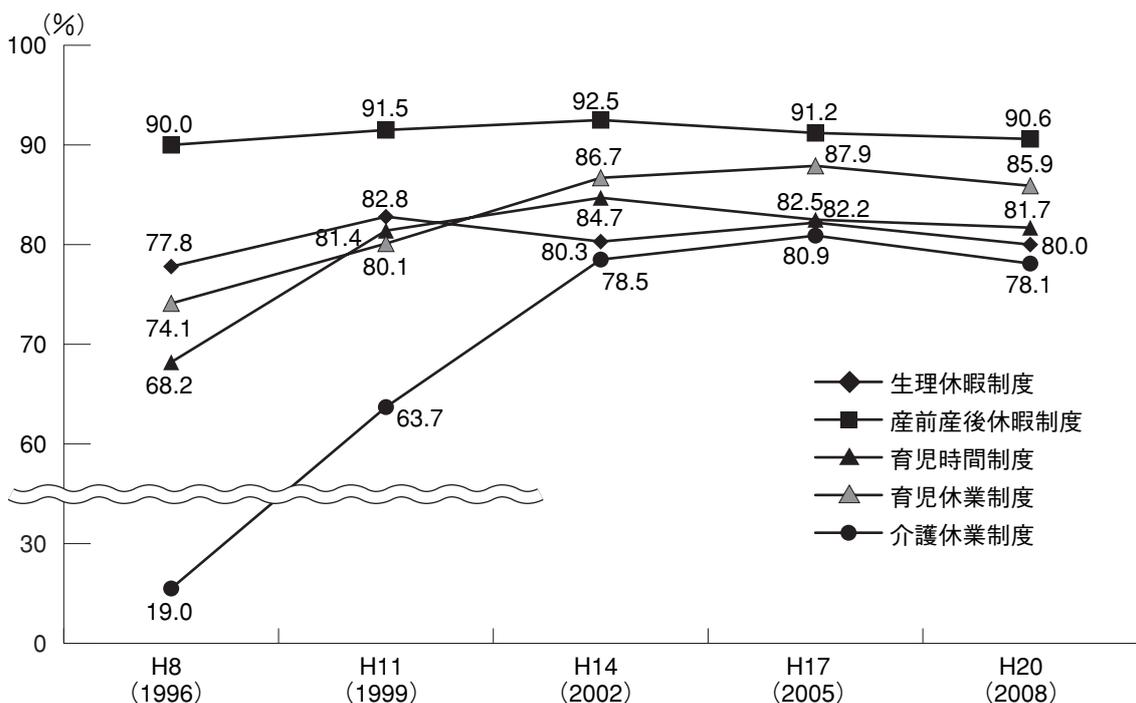
注 労働力率(%) = $\frac{\text{労働力人口 (就業者と完全失業者の計)}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$

(総務庁統計局：平成17年度「国勢調査」)

図14 事業所における雇用環境の整備状況

雇用環境の整備に関する制度の規定を設けている事業所の割合は年々高まり、生理休暇制度、産前産後休暇制度、育児時間制度、育児休業制度の各制度とも平成11年度から8割以上の事業所が規定を設けています。

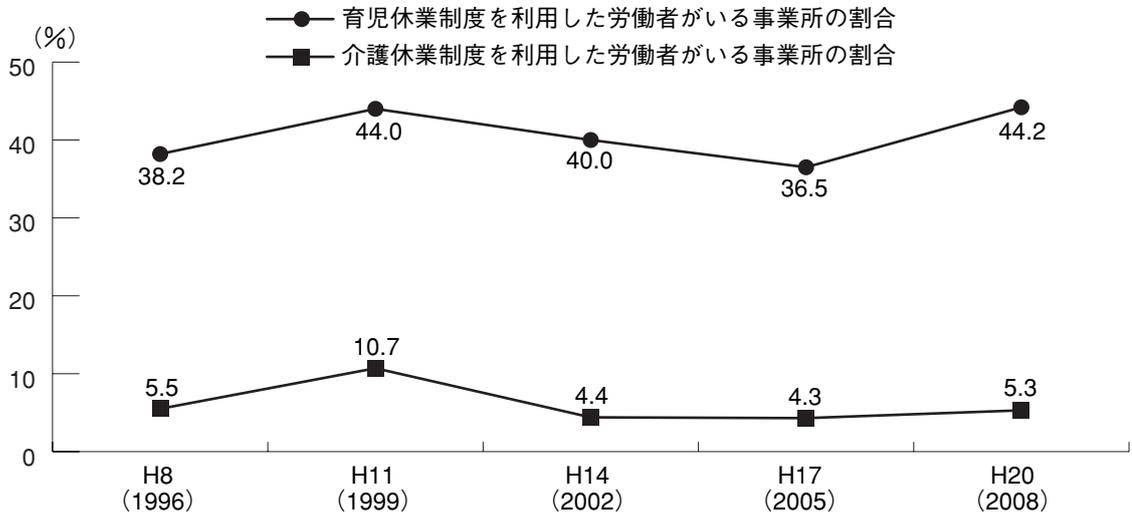
また、介護休業制度も平成14年度以降、約8割の事業所が規定を設けています。



※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
(島根県：「労務管理実態調査」)

図15 育児休業制度・介護休業制度の利用状況

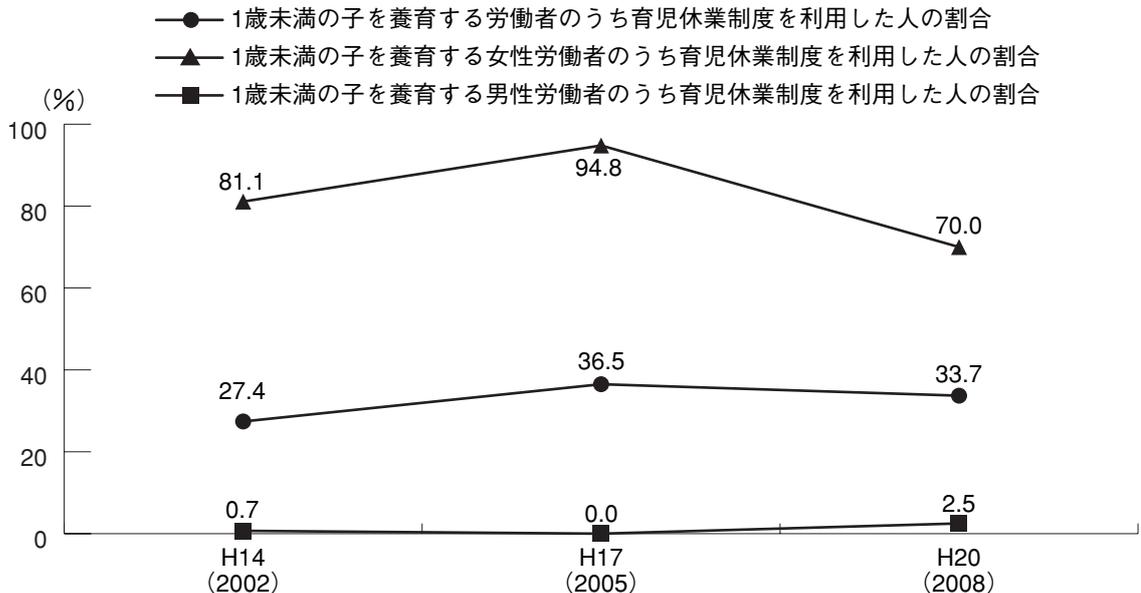
1歳未満の子を養育する労働者がいる事業所のうち育児休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、平成8年度以降、約4割です。
また、全ての事業所のうち介護休業制度利用した労働者がいる事業所の割合は、平成14年以降、およそ4～5%です。



※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
(島根県：「労務管理実態調査」)

図16 育児休業制度を利用した労働者の割合

1歳未満の子を養育する労働者のうち育児休業制度を利用した労働者の割合は、平成14年以降、約3割です。
1歳未満の子を養育する女性労働者のうち育児休業制度を取得した人の割合は、平成14年以降、7割以上です。
1歳未満の子を養育する男性労働者のうち育児休業制度を取得した人の割合は、依然として低い状況です。

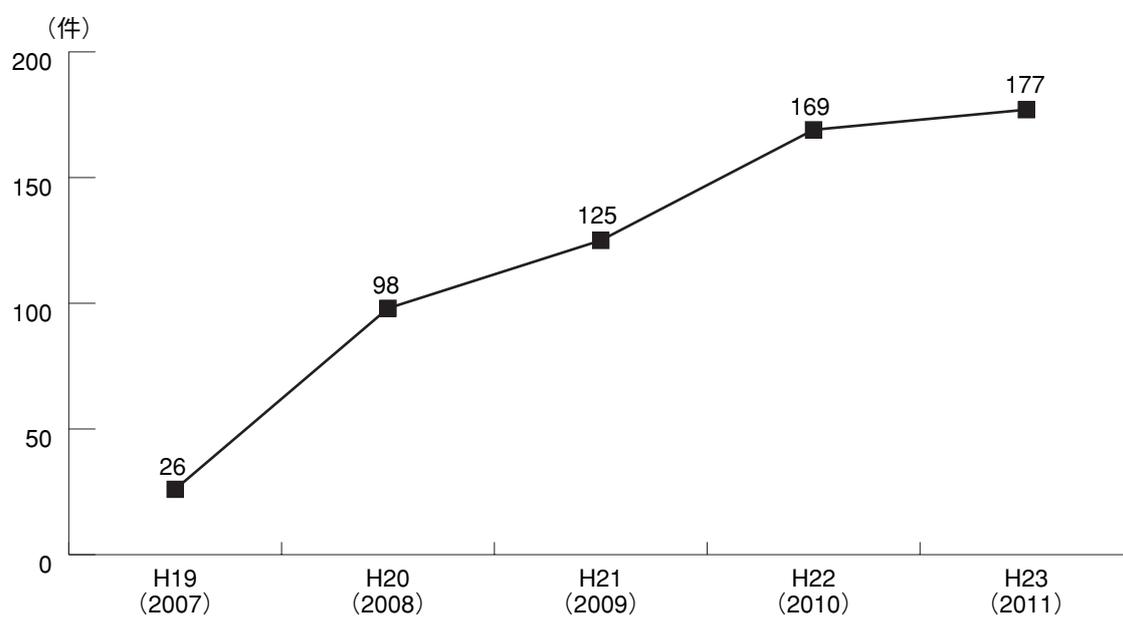


※平成20年調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大
(島根県：「労務管理実態調査」)

図17 こっころカンパニー認定企業数

こっころカンパニー認定企業数は増加傾向を示しています。

平成23年10月20日現在



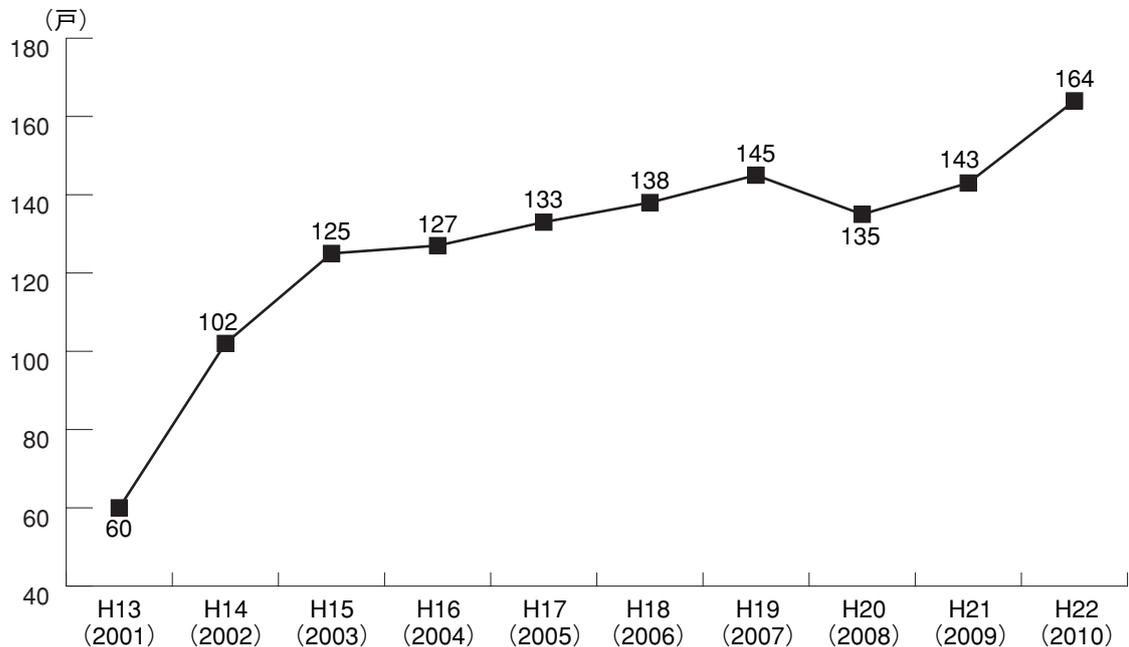
※こっころカンパニー：従業員の子育てを積極的に対応する企業を認定し、県の入札や融資制度などで優遇する制度。

(島根県青少年家庭課調査)

(3) 農林水産業における状況

図18 家族経営協定締結農家数

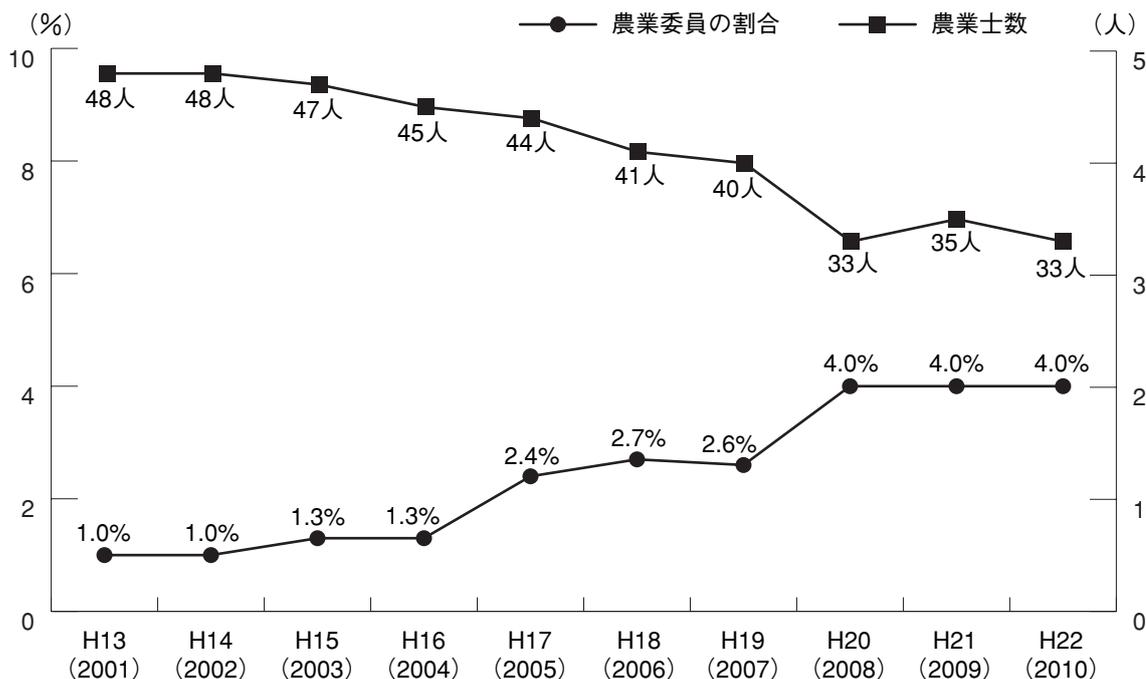
家族経営協定を締結している農家数は増加傾向が続いています。



(島根県農業経営課調査)

図19 女性の農業委員の割合、女性の農業士数

女性の農業委員の割合は緩やかに増加していますが、女性の農業士数は、生産者の高齢化、世代交代等により、減少傾向が続いています。

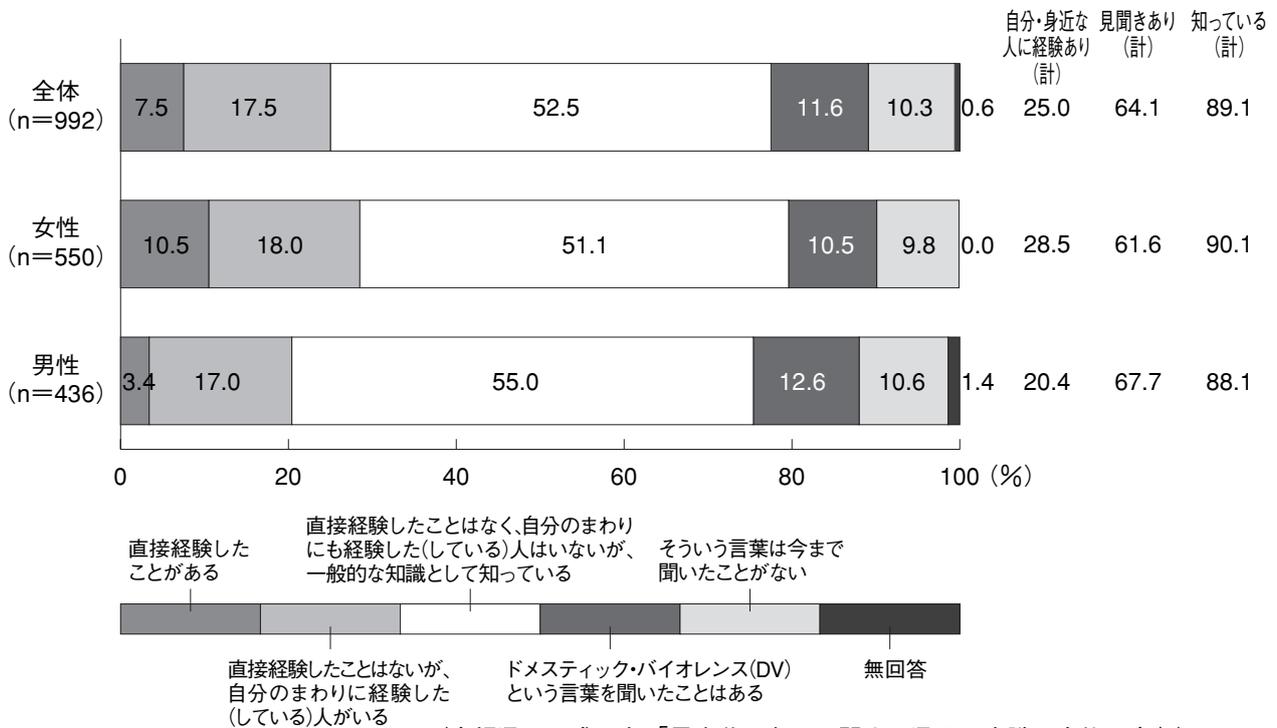


(島根県農業経営課調査)

4. 個人の人権関係

図20 ドメスティック・バイオレンスの経験

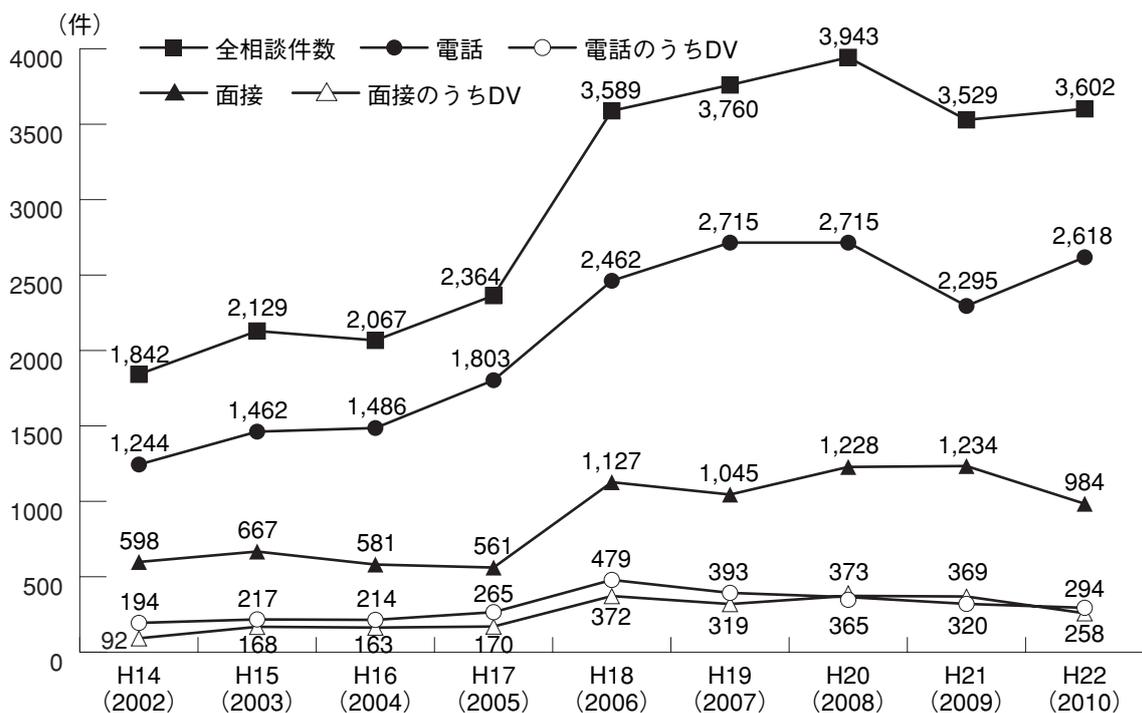
ドメスティック・バイオレンスの経験については、直接自分が経験したことがある人に自分のまわりに経験した人がいるを加えると25.0%に上っています。



(島根県：平成21年「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」)

図21 女性相談の件数

相談件数、DVに関する相談件数（電話及び面接の合計）は、前年度に比べて73件（2.1%）増加しました。



注 女性相談センター等、県の女性相談窓口で受け付けた件数である。

(島根県女性相談センター調査)

図22 女性相談の主訴別相談状況（平成22年度）

平成22年度にあった相談内容を主訴別に見ると、夫の暴力（15.3%）と離婚問題（15.2%）が特に多い状況です。

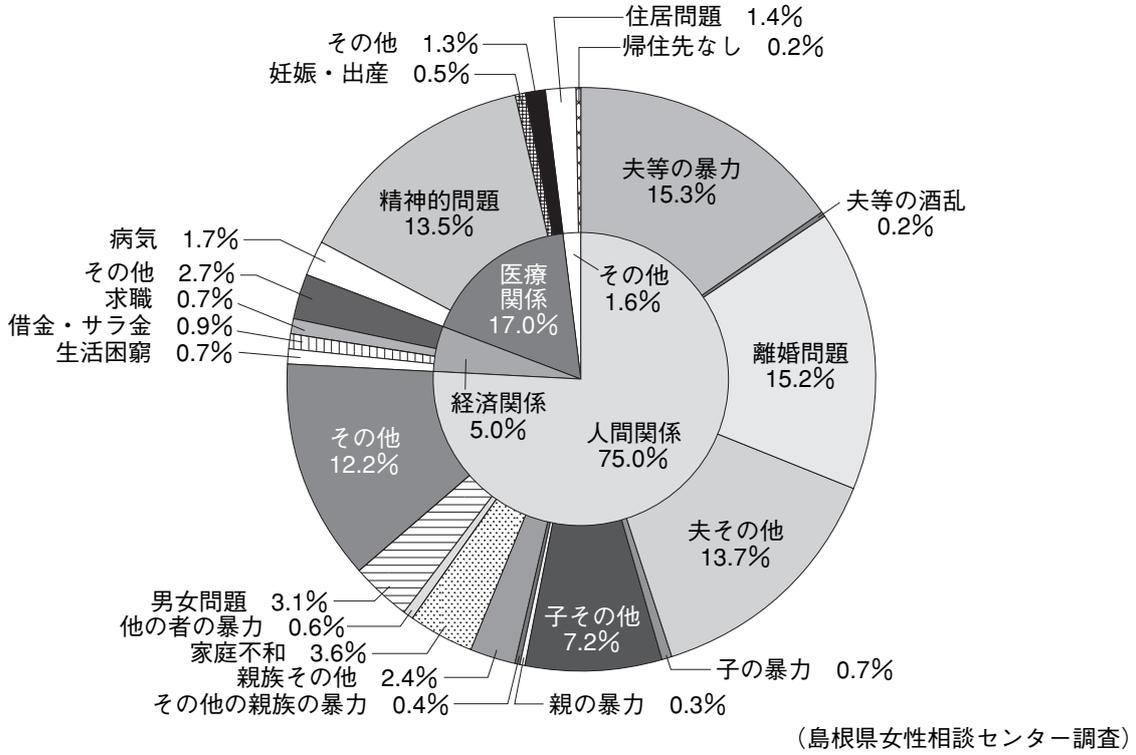
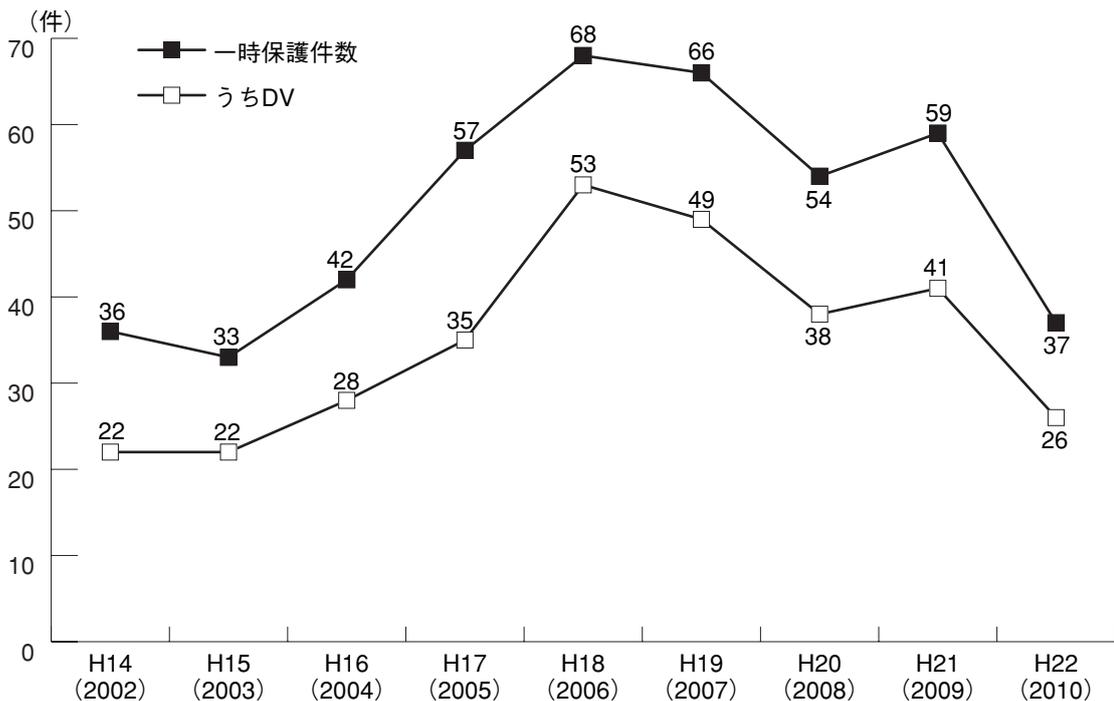


図23 一時保護件数

一時保護の約7割がDVによるものとなっています。



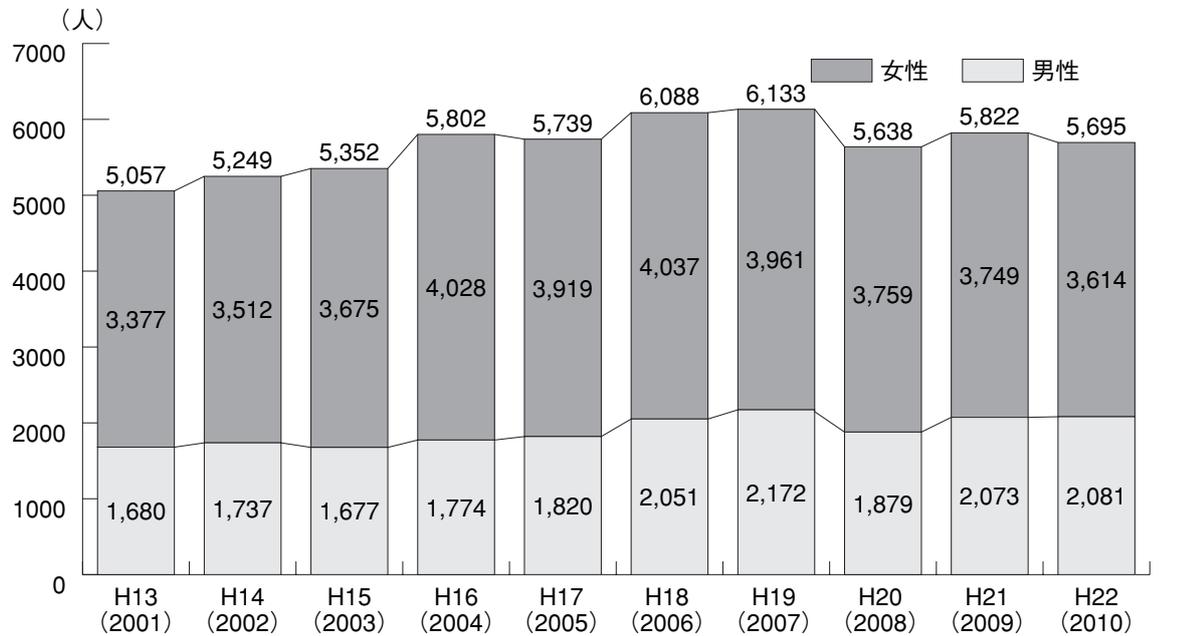
（島根県女性相談センター調査）

5. 国際社会関係

図24 島根県外国人登録者数

平成13年から19年まで、外国人登録者数は年々増加傾向を示し、平成20年以降は概ね横ばいで推移しています。

平成13年以降、女性の登録者数は男性の登録者数の約2倍となっています。



(法務省入国管理局調査)

平成22年度施策の実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣習の見直しと意識の改革

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
重点目標 1 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し				
(1) 職場、家庭、地域等における制度・慣行の見直し				
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の理解促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①啓発誌「しまねの女と男」の発行（年2回 各3,500部発行） ②講演会、研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー（約210名参加） ・企業、団体役員セミナー（約100名参加） ・男女共同参画テーマ別お届け講座（5カ所、のべ253名参加） ③市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：40件） ④市町村男女共同参画計画の策定支援（1町） 	3,108	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進員の養成 <ul style="list-style-type: none"> ①研修の開催（3カ所 4回、のべ122名参加） <ul style="list-style-type: none"> ※市町村担当者研修と合同で開催 ②地域での意見交換会（7カ所） ③男女共同参画に関する相談対応 	1,123	
		<ul style="list-style-type: none"> ●働く人と学生のためのくらしマネジメント事業 〔補助事業〕 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間：H21～H23年度 ・事業実施主体：（財）しまね女性センター ①男性のための生活自立支援セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・生活必須科目修得セミナー（5カ所 16回、のべ292名参加） ・自分流ライフプラン応援セミナー（2カ所、のべ22名参加） ・職場で学ぶライフマネジメント講座（10カ所 16回、のべ558名参加） ②学生のためのライフデザイン支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・学生向けライフデザイン支援講座（4カ所 8回、のべ834名参加） ・中学生・高校生向けデートDV防止講座（8校、のべ735名参加） ③男女共同参画かるたの作成 300組 	13,800	
(2) 男女共同参画の視点にたった施策の策定及び実施				
		<ul style="list-style-type: none"> ●第2次島根県男女共同参画計画策定にあたり島根県男女共同参画審議会へ諮問 	—	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村への男女共同参画推進取組支援【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①市町村担当者研修の開催（3カ所 4回、のべ122名参加） <ul style="list-style-type: none"> ※男女共同参画推進員養成研修と合同で開催 ②市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：40件） ③市町村男女共同参画計画の策定支援（1町） 	317	
(3) 男女共同参画にかかわる情報の整備・提供				
		<ul style="list-style-type: none"> ●県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表（年1回） 	231	環境生活総務課
重点目標 2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革				
(1) 全県の広がりを持った広報・啓発活動の展開				
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①啓発誌「しまねの女と男」の発行（年2回 各3,500部発行） ②講演会、研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー（約210名参加） ・企業、団体役員セミナー（約100名参加） ・男女共同参画テーマ別お届け講座（5カ所、のべ253名参加） ③市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：40件） 	2,891	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●6月の男女共同参画推進月間を中心に、新聞、テレビで啓発 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体との連携による男女共同参画推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会形成促進会議」の開催により、情報交換・意見交換を実施 構成団体：51団体（行政13、関係団体15、女性団体13、学識・マスコミ10） 	191	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
	(2) 男女共同参画に関する法令等の周知	●県ホームページにおいて男女共同参画推進条例や男女共同参画計画を周知	—	環境生活総務課
重点目標3	男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1) 学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進		
		①保育及び幼児教育における男女共同参画に関する取組の推進		
		●保育所職員育児支援専門研修 保育所職員に対し専門知識の習得・保育技術の向上や子育て相談技術の向上を目的とした研修を行った。 ①障がい児保育研修 ②保育士現任研修（中堅コース） ③乳児保育研修 ④子育て支援センター担当者研修 を県東西部でそれぞれ1回ずつ開催した。	1,127	青少年家庭課
		●幼稚園新規採用教員研修を実施。幼児期から男女共同参画の視点に立った指導を行うよう努めた。 幼稚園新規採用教員研修 ・期間8日間 参加者12名	—	教育庁 義務教育課
		●学校等における男女共同参画に関する教育の推進 人権の視点から男女共同参画に関する教育の充実を図るため資料を収集し、人権・同和教育に係る各種研修講座やHP上において情報提供を行った。	—	教育庁 人権同和教育課
		②学校教育における男女共同参画に関する教育の推進		
		●私立学校において、子どもの人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った教育、指導が行われるよう啓発と協力要請に努めた。 また、平成16年度から私立学校へ動機付けを図るという観点から、私立学校振興費補助金の配分基準を見直し、人権・同和教育推進経費へ政策的経費配分を行った。	—	総務課
		●小学校家庭科教育講座、中学校・高等学校家庭科教育講座、中学校免許外教科担任・非常勤講師実技教科教育講座（家庭科分野）を実施。家庭科教育の充実に努めた。 ・のべ日数3日間 受講者65名	—	教育庁 高校教育課 義務教育課
		●学校等における男女共同参画に関する教育の推進【再掲】 人権の視点から男女共同参画に関する教育の充実を図るため資料を収集し、人権・同和教育に係る各種研修講座やHP上において情報提供を行った。	—	教育庁 人権同和教育課
		③高等教育機関における男女共同参画に関する教育の推進		
		●公開講座 大学の専門的・総合的な教育研究機能を社会的教育面に活用した。 * 島根県立大学 [6講座、27テーマ] * 島根県立大学短期大学部松江キャンパス [13講座] * 島根県立大学短期大学部出雲キャンパス [12講座]	—	総務課
		●北東アジア地域研究しまね県民大学院（NEARカレッジ） 大学専門課程から大学院修士課程1年次レベルの専門的な講義を系統的に実施した。 * 島根県立大学（春学期）	—	
		●客員教授講演会（特別講演会） 各分野において優れた識見を有する人を客員教授に招き、講演会を実施した。 * 島根県立大学短期大学部出雲キャンパス [2講演]	—	
		●社会人特別選抜試験 社会人を対象とした入学制度を実施した。 * 島根県立大学 * 島根県立大学短期大学部	—	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<ul style="list-style-type: none"> ●科目等履修生 生涯学習の推進を図るため、社会人が学生と同じ講義をパートタイム履修し正規の単位を取得できるように運営した。 * 島根県立大学 * 島根県立大学短期大学部 	—	総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●聴講生 生涯学習の推進を図るため、社会人が学生と同じ講義を受講できるように運営した。(単位の認定は行っていない) * 島根県立大学 * 島根県立大学短期大学部松江キャンパス 	—	
		④教職員の男女共同参画に関する理解の促進		
		<ul style="list-style-type: none"> ●管理職研修会において指導。男女共同参画に関する理解の促進に努めた。 	—	教育庁 義務教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ●学校等における男女共同参画に関する教育の推進【再掲】 人権の視点から男女共同参画に関する教育の充実を図るため資料を収集し、人権・同和教育に係る各種研修講座やHP上において情報提供を行った。 	—	教育庁 人権同和教育課
		(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進		
		<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育指導者への研修の充実事業 幼・小・中・高・特別支援学校PTA指導者が、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として、家庭教育に大きな関わりを持つPTAに求められているものは何なのか参加者全員で考える研修会を実施した。 内容：今、PTAに求められているもの ～ふるまい向上プロジェクトとPTA活動～ 島根県PTA指導者合同研修会 実施時期：平成22年11月27日（土） 会 場：出雲市 ビックハート出雲 対 象 者：幼・小・中・高・特PTA連合会の指導者149名 	220	教育庁 社会教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ●島根県連合婦人会事業費補助金 女性の社会教育団体として、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んでいる島根県連合婦人会の活動を支援するため、実践研究集会への補助を実施した。 	200	
		(3) 多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供		
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域の情報リテラシー向上事業 地域の情報化、県民の情報リテラシーの向上を推進するため、地域ITリーダーや、学習団体・サークルなどを中心に、県内各地で行われている住民自らの学習活動を支援した。 ・地域IT相談 利用者数 331人 ・講習会への講師派遣 受講者数 945人 ・講習会への機材貸出 利用者数 3,395人 ・出張パソコン講習会 受講者数 1,127人 ・IT関係者のネットワーク化支援（交流会開催）参加者数 458人 委託先：[東部]（有）WILLさんいん [中部]NPO法人 納川の会 [西部]NPO法人 A-GENERいわみ 	14,215	情報政策課

基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

重点目標	基本方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
重点目標4	県の政策・方針決定過程への女性の参画推進			
	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画推進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性の参画促進・人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ①審議会等への女性参画を推進するため、審議会委員任命における事前確認の実施 ②女性人材リストの整備、情報提供 	300	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進員の養成【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①研修の開催（3カ所 4回、のべ122名参加） ※市町村担当者研修と合同で開催 ②地域での意見交換会（7カ所） ③男女共同参画に関する相談対応 	1,123	
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね女性ファンドによる女性グループへの支援 ・採択件数：45件 	13,440 (採択額)	
	(2) 県における女性職員の登用等の促進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●県行政の施策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、「島根県人材育成基本方針」に基づき、女性職員の育成に努め、積極的に登用した。また、女性職員が様々な職務等の経験をできるようキャリア形成の機会を積極的に提供した。 ・平成23年度の課長級以上の女性職員の割合 5.4%（病院・教育・警察職員を除く） 	—	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> 〈大学等への協力要請〉 ●法人運営に必要な審議委員等の任免にあたり、女性登用を働きかけた。 	—	総務課
	(3) 県の政策・方針決定過程への女性の意見の反映の促進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●県のような様々な計画等策定に当たっては、所管課によるインターネット等を活用したパブリックコメントを実施し、県民の意見の反映を図った。 	—	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性の参画促進・人材育成事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①審議会等への女性参画を推進するため、審議会委員任命における事前確認の実施 ②女性人材リストの整備、情報提供 	300	
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進員の養成【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①研修の開催（3カ所 4回、のべ122名参加） ※市町村担当者研修と合同で開催 ②地域での意見交換会（7カ所） ③男女共同参画に関する相談対応 	1,123	
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね女性ファンドによる女性グループへの支援【再掲】 ・採択件数：45件 	13,440 (採択額)	
重点目標5	市町村・企業・団体等における取組の促進			
	(1) 市町村への働きかけと支援の推進			
		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村における女性職員の登用促進 市町村における女性職員の登用、職域拡大及び能力開発を推進するため、情報提供を行った。 	—	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●市町村への男女共同参画推進取組支援【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①市町村担当者研修の開催（3カ所 4回、のべ122名参加） ※男女共同参画推進員養成研修と合同で開催 ②市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：40件） ③市町村男女共同参画計画の策定支援（1町） ④県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表（年1回） ⑤女性人材リストの整備、情報提供 	848	
		<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体との連携による男女共同参画推進事業【再掲】 ・「男女共同参画社会形成促進会議」の開催により、情報交換・意見交換を実施 構成団体：51団体（行政13、関係団体15、女性団体13、学識・マスコミ10） 	191	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		(2) 各種機関、団体、企業等の取組の促進		
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①啓発誌「しまねの女と男」の発行（年2回 各3,500部発行） ②講演会、研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー（約210名参加） ・企業、団体役員セミナー（約100名参加） ・男女共同参画テーマ別お届け講座（5カ所、のべ253名参加） ③市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：40件） 	2,891	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●関係団体との連携による男女共同参画推進事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会形成促進会議」の開催により、情報交換・意見交換を実施 構成団体：51団体（行政13、関係団体15、女性団体13、学識・マスコミ10）	191	
重点目標6 女性の人材育成と人材情報の整備・提供				
		(1) 女性の人材育成		
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性の参画促進・人材育成事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①審議会等への女性参画を推進するため、審議会委員任命における事前確認の実施 ②女性人材リストの整備、情報提供 	300	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画推進員の養成【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①研修の開催（3カ所 4回、のべ122名参加） <ul style="list-style-type: none"> ※市町村担当者研修と合同で開催 ②地域での意見交換会（7カ所） ③男女共同参画に関する相談対応 	1,123	
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね女性ファンドによる女性グループへの支援【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・採択件数：45件 	13,440 (採択額)	
		<ul style="list-style-type: none"> ●人権・同和問題を考える女性の集い <ul style="list-style-type: none"> 人権・同和問題を女性の立場で正しく理解し、問題解決への力量と実践力を高め、人権・同和教育の地域への浸透を図った。 *実施日：平成22年8月22日（日） *実施場所：浜田市 *参加者：県内女性団体から86名 	1,100	人権同和对策課
		(2) 女性人材情報の整備・提供		
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性人材リストの整備、情報提供【再掲】 	300	環境生活総務課

基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

重点目標	基本方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
重点目標7 家庭生活と他の活動の両立支援				
(1) 家庭生活、地域社会等における男女共同参画の促進				
①家庭生活における男女共同参画の促進				
<p>●男女共同参画の理解促進事業【再掲】</p> <p>①啓発誌「しまねの女と男」の発行（年2回 各3,500部発行）</p> <p>②講演会、研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー（約210名参加） ・企業、団体役員セミナー（約100名参加） ・男女共同参画テーマ別お届け講座（5ヶ所、のべ253名参加） <p>③市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：40件）</p> <p>④市町村男女共同参画計画の策定支援（1町）</p>			3,108	環境生活総務課
<p>●働く人と学生のためのくらしマネジメント事業【再掲】 〔補助事業〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間：H21～H23年度 ・事業実施主体：（財）しまね女性センター <p>①男性のための生活自立支援セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活必須科目修得セミナー（5ヶ所 16回、のべ292名参加） ・自分流ライフプラン応援セミナー（2ヶ所、のべ22名参加） ・職場で学ぶライフマネジメント講座（10ヶ所 16回、のべ558名参加） <p>②学生のためのライフデザイン支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生向けライフデザイン支援講座（4ヶ所 8回、のべ834名参加） ・中学生・高校生向けデートDV防止講座（8校、のべ735名参加） <p>③男女共同参画かるたの作成 300組</p>			13,800	
②地域社会における男女共同参画の促進				
<p>●男女共同参画推進員の養成【再掲】</p> <p>①研修の開催（3ヶ所 4回、のべ122名参加）</p> <p>※市町村担当者研修と合同で開催</p> <p>②地域での意見交換会（7ヶ所）</p> <p>③男女共同参画に関する相談対応</p>			1,123	環境生活総務課
<p>●地域組織活動育成費補助事業</p> <p>児童厚生施設等を拠点として活動する地域活動等の地域組織に対し活動費の助成を行った。</p> <p>※事業主体：市町村（5市町村13組織）</p> <p>※対象：地域住民</p> <p>※事業内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子及び世代間の交流、文化活動 ・児童養育に関する研修活動 ・児童の事故防止等活動 			1,388	青少年家庭課
<p>●島根県連合婦人会事業費補助金【再掲】</p> <p>女性の社会教育団体として、積極的に男女共同参画社会の実現に取り組んでいる島根県連合婦人会の活動を支援するため、実践研究集会への補助を実施した。</p>			200	教育庁 社会教育課
<p>●社会教育指導者への研修の充実事業【再掲】</p> <p>幼・小・中・高・特別支援学校PTA指導者が、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として、家庭教育に大きな関わりを持つPTAに求められているものは何なのか参加者全員で考える研修会を実施した。</p> <p>内容：今、PTAに求められているもの</p> <p>～ふるまい向上プロジェクトとPTA活動～</p> <p>島根県PTA指導者合同研修会</p> <p>実施時期：平成22年11月27日（土）</p> <p>会場：出雲市 ビックハート出雲</p> <p>対象者：幼・小・中・高・特PTA連合会の指導者149名</p>			220	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<ul style="list-style-type: none"> ●派遣社会教育主事等研修事業 社会教育主事等の資質・能力向上のために男女共同参画の促進等の内容を盛り込んだ研修会を開催した。 第1回 平成22年5月19日(水)～21日(金) 第2回 平成22年9月30日(木)～10月1日(金) 第3回 平成23年1月19日(水)～21日(金) 新任研修 平成22年4月15日(木)～16日(金) 	—	教育庁 社会教育課
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまねナイスパートナー事業 男女共同参画の趣旨に添って、地域づくり活動を積極的に行っておられるご夫婦を選定し、地域活動の取組の参考事例として紹介するとともに、地域づくりのアドバイスをいただいた。 ・選定者：4組 	180	地域政策課
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね田舎ツーリズム推進事業 都市と農山漁村の共生を推進する取組を行政・地域の男女が協働して推進。 ・民間の立ち上がり支援と相談窓口(田舎ツーリズムコーディネーターの配置) ・農山漁村民泊の水準維持のための研修会実施 ・田舎ツーリズムの全国発信 ・実践者任意団体への研修会開催費の助成(5件) 	8,085	
		③民間活動と連携した男女共同参画社会づくりの推進		
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね女性ファンドによる女性グループへの支援【再掲】 ・採択件数：45件 	13,440 (採択額)	環境生活総務課
		④ボランティア活動等への参画促進のための環境整備		
		<ul style="list-style-type: none"> ●県民との協働を進めNPO活動を活性化する事業 		環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> (1)活動団体の自立促進と活性化事業 ボランティア活動をはじめとする県民の様々な社会貢献活動への参加しやすい環境をつくるため、しまね県民活動支援センター(ふるさと島根定住財団)において実施 ①情報誌「しまねいきいきねっと」の発行(月1回 各1,800部発行) ②「県民活動応援サイト島根いきいき広場」・「しまね地域ポータルサイトだんだん」の運営による情報支援 ③研修・専門相談の実施 ・NPO実務者研修(227名受講) ・NPOマネジメント支援研修(63名受講) ・専門相談員による相談業務(相談件数40件) 	13,569	
		<ul style="list-style-type: none"> (2)県民による社会貢献活動拡大のための支援事業 県内各地域で社会貢献活動を行う団体に対し幅広く支援するため、島根県社会福祉協議会に基金を設置し助成事業を実施 ・採択件数 209件 	30,079 (採択額)	
		<ul style="list-style-type: none"> (3)県民との協働のための環境づくり事業 協働の正しい理解と認識を深めることを目的とした研修等の実施 ①協働実践事業研修 合宿研修(43名参加)、中間研修(41名参加)、事業報告会(68名参加) ②協働推進員研修(年2回開催) ③島根県県民いきいき活動促進委員会の開催(年2回開催) 	1,415	
		<ul style="list-style-type: none"> ●NPO活動総合支援事業 		
		<ul style="list-style-type: none"> (1)しまね社会貢献基金事業 社会貢献活動の充実と協働の促進を図り、NPO等活動団体支援のため、しまね社会貢献基金を活用した助成事業等を実施 ①団体支援助成事業 しまね社会貢献基金登録団体が企画・実施する事業への助成 ・採択件数：7件 	20,954	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>②協働助成事業 しまね社会貢献基金登録団体が企画・実施する事業への助成 ・しまね協働実践事業 採択件数3件 ・鳥取・島根広域連携協働事業 採択件数2件 ・寄附者設定テーマ型協働事業 採択件数1件</p> <p>③県民活動顕彰事業 ボランティア団体、NPO、企業が行う県民いきいき活動のうち、特に先駆的なもの、地域貢献度の高いものなどの顕彰を実施 ・表彰団体：10団体</p>		環境生活総務課
		<p>(2) NPO活動支援低利融資制度 資金調達が課題となっているNPO法人の活動を支援するため、金融機関と協調し預託する方法で低金利融資を実施 ・金融機関への預託額：30,000千円 ・貸付実績：3件</p>	—	
		<p>●県ボランティアセンター事業 地域の相互扶助機能が弱体化し、ボランティアによる福祉活動がますます重要になっていることから、人材の養成を図りながら、県民のボランティア活動への参加の促進を図った。 [県ボランティアセンター事業] *実施主体：県社会福祉協議会（負担 国1/2、県1/2） *事業内容 ①福祉教育推進事業 ②団塊世代の参画によるボランティアセンター活性化事業 ③ボランティアコーディネータースキルアップ研修の実施 ④災害ボランティアセンター設置訓練事業 ⑤県民活動応援サイト等による情報の提供</p>	8,272	地域福祉課
		⑤労働時間の短縮等就業条件の整備		
		<p>●しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度 子育て支援（仕事と家庭の両立支援）に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定するとともに、優れた取組を顕彰した。 *認定企業：169社 *表彰企業：4社</p>	1,202	青少年家庭課
		<p>●働き方の見直し促進事業 労働関係法全般について専門的な知識を要する諸問題等への相談や豊かなライフスタイル創造を促す情報提供を行った。 ・委託先：島根県中小企業団体中央会 ・アドバイザー派遣先：19事業所</p>	400	雇用政策課
		(2) 育児・介護と雇用の両立及び再就職の支援		
		<p>●「子育てしやすい職場づくり計画」に基づき、引き続き、母性保護、子育て支援の観点で設けられている諸制度の周知を図り、休暇等の取得促進に努めた。</p>	—	人事課
		<p>●しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度【再掲】 子育て支援（仕事と家庭の両立支援）に積極的に取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定するとともに、優れた取組を顕彰した。 *認定企業：169社 *表彰企業：4社</p>	1,202	青少年家庭課
		<p>●育児休業者の生活資金貸付 育児休業者や介護休業者の生活の安定を図るとともに、制度の利用促進、定着を進めるために、金融機関と提携し、低利の貸付制度を設けた。 ・金融機関への預託額：350,000千円 ※貸付実績なし</p>	—	雇用政策課
		<p>●緊急再就職訓練 民間機関を活用した高度、多様な職業能力開発機会の提供を通じ、離職者の早期再就職促進を図った。 ・40コース 641人</p>	301,278	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		(3) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実		
		①子育て支援環境の整備		
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域行動計画（後期計画）の推進・進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成行動計画（前期計画）の目標達成状況確認 ・後期計画の進捗管理 	—	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●みんなで子育て応援事業 子育てに関する啓発事業や、企業等の取組の募集・促進などを行うことにより、行政・企業・団体等が一体となって子育てを応援していく「子育ての社会化」に向けた気運醸成を図った。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ①しまね子育て応援パスポート事業 子育て家庭に交付するパスポートを媒介に、企業、団体等による子育て支援の推進や親子のふれあいの機会の創出等を通じた意識啓発活動を実施 *パスポート交付数：648,437枚（累積） *協賛店舗数：2,152店舗 	1,253	
		<ul style="list-style-type: none"> ②みんなで子育て応援助成事業 県内の民間団体等が行う子育て支援等の少子化対策に資する取組について、その経費の一部を助成した。 ※助成対象：助成対象事業を実施するために必要な経費で知事が必要と認めるもの ※補助率等：対象経費の一部を助成（10分の10）（助成限度額30万円） ※実施主体：県 ※助成実績：8件、1,790千円 	1,790	
		<ul style="list-style-type: none"> ③みんなで子育て応援大賞 子育て支援に積極的に取り組んでいる企業やグループ等を表彰。 【こっころ協賛部門】3社 【こっころカンパニー部門】4社 【子育て支援グループ部門】3グループ 【ことのは部門】知事賞1人 他 	2,290	
		<ul style="list-style-type: none"> ④みんなで子育て応援隊育成事業 地域で子育て支援活動を行う担い手やグループの育成と活動への支援を行うとともに、地域の多様な主体が子育て支援活動に参画する気運を醸成した。 ※助成実績 8事業 	4,067	
		<ul style="list-style-type: none"> ⑤こっころ通信を発行し、子育て家庭に子育て情報を発信。年18回発行。 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●特別保育事業 特定保育、休日保育等の多様な保育サービスの推進を図った。 *事業内容：特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、待機児童解消促進等事業、保育環境改善等事業、延長保育事業 	700,995	
		<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業 共働き等で昼間保護者のいない家庭の小学校低学年の児童に対し児童館・保育所・学校の空室等で指導・遊び等により発達の助長に係るサービスを行い、児童の健全育成を図った。 ・事業主体：市町村等 ・対 象：主として小学校1～3年生 	340,713	
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまねすくすく保育支援事業 市町村が主体的、柔軟かつ効果的に子育て支援事業を実施することにより「しまねっすくすくプラン」の着実な推進を図った。 *事業内容：市町村が行うメニュー事業の実施状況に応じて交付金を配分 [メニュー] ①県単一時保育事業 ②県単休日保育事業 ③障がい児等保育対策事業 ④民間保育所運営対策事業 	70,352	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		⑤認可外保育施設入所児童処遇改善事業 ⑥県単地域子育て支援センター事業 ⑦放課後児童健全育成事業		青少年家庭課
		●病院内保育所運営事業 病院及び診療所の医療従事者のために保育施設を運営する事業に助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進した。 ※実施主体：民間の医療機関 ※実績：4病院に対して助成	39,427	医療政策課
		●女性医師支援講演会・意見交換会 女性医師等が仕事と家庭の両立を実現するための講演会及び意見交換会を開催。 ※実施主体：県及び島根大学 開催日：平成22年7月6日 参加者：36名	45	
		●児童虐待への取組 ○早期対応警察活動を通じて認知した児童虐待容疑事案115件223人を認知し、そのうち、既に児童相談所等関係機関で対応中の児童等108人を除いた115人を児童相談所に通告した。 また、児童相談所からの援助要請は1件であり、速やかに対応した。 ○被害児童の支援等 被害児童に対しては、少年補導職員等によるカウンセリングを行ったほか、保護者に対する指導・助言等を行った。 ※事業主体：警察本部、警察署 ※事業実施期間：通年	—	警察本部 少年女性対策課
②ひとり親家庭への支援の充実				
		●児童扶養手当支給事業 父または母と生計を同じくしていない児童の母等に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図った。 ①対象者：法に定める支給要件に該当する児童の母、養育者 ②手当額：児童1人目41,720～9,850円、2人目5,000円、3人目以降3,000円 *県内受給者数：5,524人（福祉行政報告例第61表 平成23年3月末日現在）	—	青少年家庭課
		●母子福祉資金貸付事業 配偶者が無く児童を扶養している女子に資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 *貸付実績 727件 340,919千円	340,919	
		●寡婦福祉資金貸付事業 寡婦に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 *貸付実績 22件 12,428千円	12,428	
		●母子福祉センター運営事業 母子福祉センターに指導員を配置し母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じた。併設の母子家庭等就業・自立支援センターには就業相談員を配置して就業相談、無料職業紹介、就業支援講習会開催等を実施するとともに、養育費相談員を配置して養育費に関する相談を行い、もって母子家庭等の自立助長を図った。 *活動実績 ①就業相談 606件 ②職業紹介 276件 ③就業支援講習会等 調理師・製菓衛生師入門 2回（25人受講） パソコン講習会 2回（35人受講） 就業支援セミナー 2回（30人受講） ④養育費相談 26件	7,837	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭生活支援講習会事業 母子家庭等を対象として、養育費の取得・児童のしつけ・育児・健康管理等の生活支援講習会を県内各地で開催した。 *開催実績：12回（225人参加） 	288	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等日常生活支援事業 母子家庭の母等が、修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯等に家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、生活の安定を図った。 *派遣実績：19回（のべ22日） 	230	
		<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭法律相談事業 母子家庭等を対象として、養育費の取得・金銭問題等について弁護士による法律相談を無料で実施した。 *相談実績：9回（14人） 	310	
		<ul style="list-style-type: none"> ●母子自立支援員の配置 母子家庭や寡婦からの相談に応じ、その自立に必要な指導を行うとともに、求職活動等の支援を行った。 *設置場所：市町村福祉事務所 *人 数：28人 *相談実績：3,492件 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭自立支援教育訓練給付事業 母子家庭の母への給付金の支給により、就業・自立に有効な能力開発の取組を支援した。 (1) 事業内容：母子家庭の母が職業能力開発のための講座を受講した場合、教育訓練終了後に給付金を支給する。 (2) 対象講座：①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②知事等が別に指定する講座 (3) 支 給 額：受講経費の2割（上限10万円、下限4千円） *県内給付実績：8人 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭高等技能訓練促進給付金事業 高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金 (1) 事業内容：母子家庭の母が専門的な資格養成機関で2年以上修業する場合に、一定期間給付金を支給する。また養成機関への入学時における負担を考慮し入学支援修了一時金を修了後に支給する。これら給付により生活費の負担を軽減する。 (2) 対象資格：看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士、その他知事等が指定する資格 (3) 支給対象期間：高等技能訓練促進費修業期間の全期間（H21.6.5～H24.3.31までに修業している者に限る） (4) 支給額：高等技能訓練促進費 月額141,000円または70,500円 入学支援修了一時金 月額50,000円または25,000円 （いずれも市町村民税の課税の状況による） *県内給付実績：48人 	28,635	
		(4) 介護サービス等の充実		
		<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービス情報の公表事業 介護サービス利用者の選択を実現するため、各事業所の提供サービスが比較検討できるよう情報公表制度を実施するとともに、その定着を図った。 ※実施体制 ○指定情報公表センター：県社協 ○指定調査機関：6機関 ○対象事業所：前年度報酬実績100万円超 	5,846	高齢者福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ●地域支援事業 要介護状態になる前の高齢者への介護予防、高齢者の総合相談、相談支援を推進するため、介護保険者に対し地域支援事業交付金を交付した。 〔内訳〕 介護予防事業 74,960千円 包括的支援事業及び任意事業 186,243千円 	261,203	

重点目標	基本方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
		<p>●介護保険サービス充実強化事業 社会全体で介護を支援する介護保険制度の円滑な運営を図るためには、多様な介護ニーズに対応した介護サービスの充実が重要であり、介護支援専門員や介護サービス従事者の養成や資質向上に向けた研修事業等を実施した。</p> <p>※事業主体：県 ※事業内容</p> <p>①介護従事者向け認知症研修事業 ・認知症介護指導者養成研修</p> <p>②ケアマネジャー総合支援事業 ・介護支援専門員実務研修 ・ " 現任研修 ・ " 更新研修 ・主任介護支援専門員研修</p>	36,701	高齢者福祉課
		<p>●(財)介護労働安定センター及び島根労働局と連携を図りながら、介護労働者の雇用管理の改善能力の開発・向上等に関する措置を講ずることにより、介護労働者の雇用機会の創出を支援した。</p> <p>*内容：介護労働者の雇用管理の改善に関する法律に基づく改善計画の認定</p> <p>*対象：介護関連事業主</p> <p>*認定件数：8件</p>	—	雇用政策課
重点目標8 雇用の分野における男女共同参画の促進				
(1) 男女に均等な雇用環境の整備				
		<p>●ワーク・ライフ・バランス推進啓発 事業主や労働者等に対して、働きやすい職場環境の整備を目的とした、各種労働関係法を総合的にまとめた「働く人、雇う人のためのハンドブック」を作成した。</p> <p>・作成部数 3,000部 ・配布先 一般企業、商工団体、市町村等</p>	353	雇用政策課
		<p>●労働相談員の配置 ・相談人数 51人(のべ件数62件)</p>	1,049	
(2) 働く女性の妊娠・出産にかかわる保護				
		<p>●働き方の見直し促進事業【再掲】 労働関係法全般について専門的な知識を要する諸問題等への相談や豊かなライフスタイル創造を促す情報提供を行った。</p> <p>・委託先：島根県中小企業団体中央会 ・アドバイザー派遣先：19事業所</p>	400	雇用政策課
(3) 女性の職業能力の開発の促進				
		<p>●緊急再就職訓練【再掲】 民間機関を活用した高度、多様な職業能力開発機会の提供を通じ、離職者の早期再就職促進を図った。</p> <p>・40コース 641人</p>	301,278	雇用政策課
(4) 多様な働き方を可能とする就業条件の整備				
		<p>●広報誌「しまねの労働」、県ホームページ等において、普及・啓発を図った。</p> <p>・広報誌「しまねの労働」 発行年6回 各1,650部発行 配布先 一般企業、組合等</p>	687	雇用政策課
重点目標9 農林水産業等におけるパートナーシップの確立				
(1) あらゆる場における意識及び行動の変革				
		<p>●農業改良普及事業の中で、新規就農者の営農開始時等に農業経営の確立のための家族経営協定締結等を推進した。</p>	—	農業経営課
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進				
		<p>●多くの女性が農業委員に参画できるよう、島根県農業会議と連携し各市町村農業委員会に働きかけを行った。</p>	—	農業経営課

重点目標	基本方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
		●森林組合指導業務の中で男女共同参画の推進を説いてきたところ、森林組合の女性職員で構成される「女性ネットワークの会」において、国、県の森林林業施策の状況、会計実務、マネジメント等に関する研修を2回開催され、森林組合経営への参画意識を高めることにつながった。	—	林業課
		●漁村における女性の自主的活動の助長を図るとともに、各地の活動成果について情報発信を行った。	—	水産課
	(3) 女性の経済的地位の向上及び就業環境の整備			
		●農業改良普及事業の中で、新規就農者の営農開始時等に農業経営の確立のための家族経営協定締結等を推進した。【再掲】	—	農業経営課
		●婦人高齢者活動資金貸付金 婦人または高齢者であって沿岸漁業の従事者またはその家族である者に対し、水産動植物の採捕、養殖、加工等の生産活動に必要な機器等設置または生産活動に必要な資金について貸付制度を設けた。 ※貸付限度額：1団体80万円 貸付実績なし	—	水産課
	(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくりの推進			
		●農業改良普及事業の中で、新規就農者の営農開始時等に農業経営の確立のための家族経営協定締結等を推進した。【再掲】	—	農業経営課
		●しまね女性農業者ネットワーク（3Cの会）、しまね畜産女性ネットワークに対して、それぞれの会の活動推進に向けた情報提供を行うとともに、個々の資質向上を目的に各種研修会への参加誘導を図った。	—	
		●林業研究グループリーダー研修に多くの女性が参画するよう働きかけ、リーダーとしての資質向上を図った。	470	林業課
重点目標10	だれもが安心して暮らせる環境の整備			
	(1) 防災・災害復興対策における男女共同参画の推進			
		●県地域防災計画の加筆修正 物資の調達や被災地の復旧・復興対策について、年齢・性別によるニーズの違い等に配慮する旨を記載した。	—	消防防災課
		●市町村地域防災計画の修正協議において、引き続き男女の違いに配慮した防災対策（避難所における女性への配慮等）について記載を求めた。	—	
		●防災安全講演会の実施 危機管理教育研究所代表の国崎信江さんを講師に迎え、県民向けの講演会を実施。女性・母の視点から家庭や地域での自主防災活動の普及啓発に努めた。 ・開催場所：津和野町 ・講演会参加人数：80名	117	
	(2) 消費生活の安定と向上の推進			
		●消費者啓発推進事業 消費者被害の未然防止や消費者としての知識の普及を図るため、食の安全安心講習会の開催やマスメディア等を活用した啓発活動を行った。 ①食の安全・安心講習会開催 開催場所：雲南市 チェリヴァホール 参加者数：135名 ②消費者問題出前講座の実施 実施回数：111回 ③マスメディア等を活用した啓発活動 ・スポットCMの放送 57回 ・FM山陰 12回 毎月第4火曜日放送 ・BSSラジオ 24回 毎月第1・3木曜日放送 ・島根日日新聞 24回 毎月第1・3金曜日掲載 ・山陰中央新報「くらしの相談室」 12回 毎月第1月曜日 ・消費者啓発テレビ番組放送 12回 ④消費者啓発情報紙「くらしの窓」発行 部数：30,200部、年4回発行	12,448	環境生活総務課

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●消費者団体等活動支援事業 地域の消費者リーダー育成と地域の消費者団体の育成に努め、それらの自主的な活動の支援を行った。</p> <p>①消費者リーダーの活動推進 消費者問題出前講座へ派遣 回数：19回</p> <p>②消費者リーダー育成事業 消費者リーダー育成講座 回数：9回</p>	2,638	環境生活総務課
		<p>●学校における消費者教育の推進事業 子どものころから消費者としての知識や判断力を身につけるため、学校で行われる消費者教育を支援した。</p> <p>①実践教育委託 学校における消費者教育に関する研究業務を3研究会へ委託。その成果を②により関係者に周知。</p> <p>②教員用情報紙「すくすく消費者」の発行・配布（全教員）</p> <p>③高3用パンフ「くらしのアドバイス」の作成・配布（高校3年生）</p> <p>④保護者用パンフ（偶数年度の発行） 「子どもたちも小さな消費者」の作成・配布（小5、6年生保護者）</p>	1,720	
(3) 高齢者の自立及び社会参加の促進				
①高齢者の生活安定及び自立の促進				
		<p>●しまね まめなかねット事業 IT（情報通信技術）は、地理的ハンディキャップを克服し、過疎化・高齢化などの課題を解決する有効な手段として、様々な分野での活用が求められている。情報通信基盤整備の進展に併せ、ホームページを通じてITを活用した総合的な生活支援システム（「しまね・まめなかねット」）の普及啓発を行った。 *事業内容：「しまね・まめなかねット」の普及啓発 *事業主体：県</p>	—	高齢者福祉課
		<p>●住まい情報提供事業 長寿社会の住まいづくり相談員による説明、相談 ・開催回数：48回 ・参加者：351人</p>	1,032	建築住宅課
		<p>●長寿社会の住まいづくり相談員研修事業 ・開催回数：3回 ・受講者：231人 ・相談員登録数：563人（累計）</p>	442	
		<p>●県営住宅建設事業 県営住宅の建て替えにあたっては、高齢者に配慮した住宅の建設を行った。 ・建替による整備戸数：92戸</p>	1,301,373	
		<p>●県営住宅施設改善事業 高齢者向け住戸改善事業 ・住戸改善戸数：17戸</p>	33,944	
		<p>●犯罪被害防止教室の開催 悪質商法や振り込め詐欺など、高齢者が被害に遭いやすい犯罪の被害防止を呼び掛け、高齢者が安心して生活できる環境づくりを推進（1,927回 のべ参加者5,348人）</p>	—	警察本部 生活安全企画課
②社会参加の促進				
		<p>●生涯現役社会づくり推進事業 「しまね高齢社会振興ビジョン21」の基本理念である「生涯現役社会・しまねの実現」を図るために、新たな高齢社会づくりに向けた施策展開の前提条件として、意識啓発と情報提供・情報発信に取り組んだ。 *事業内容 (1) 生涯現役社会づくり啓発の展開 (2) 各種広報媒体による情報提供・発信（県政広報活用等） (3) ホームページ「しまねの高齢者福祉」の運用 *実施主体：県</p>	483	高齢者福祉課

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●新たな共助の仕組みづくり推進事業 少子高齢社会に見合った持続可能なシステムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、元気な高齢者が支える側に立って活動するような意識改革を促し、元気な高齢者が地域社会の担い手となって活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を推進した。 *実施主体：島根県社会福祉協議会 *事業内容 (1) 健康福祉祭 健康福祉祭の実施・全国健康福祉祭への派遣、シルバースポーツ大会、文化交流大会、シルバー美術展 (2) 高齢者大学校 シマネスクくにびき学園 (3) お達者度チェック・認定制度モデル事業</p>	81,829	高齢者福祉課
		<p>●「しまねいきいきファンド」による社会活動支援事業 中高年齢者が行う健康・生きがいがづくり活動及び中高年齢者を含む地域住民が行う地域活動に助成することにより、活力ある地域社会づくりの促進を図った。 (しまね長寿社会振興基金) *実施主体：島根県社会福祉協議会 *事業内容</p>		高齢者福祉課
		<p>(1) 夢ファクトリー事業 中高年齢者が培ってきた知識、経験、技術等を活かして、生産、加工及びサービス提供を行い、成果物やサービスの対価をもって継続を図るとともに事業活動を通して地域づくりに寄与することのできる事業</p>	14,072	
		<p>(2) 地域活動支援事業 中高年齢者が独自でまたは中高年齢者が地域住民と協働して、地域での社会参画活動やボランティア活動等を行い、地域づくりや地域での支えあい活動の推進に寄与し、継続が可能と思われる事業 ①文化伝承活動、世代間交流活動を通しての地域づくり事業 ②地域（福祉）活動リーダーの確保・養成事業 ③地域福祉型福祉サービス等の拠点確保及び開発実践事業 ④地域の子育て支援事業 ⑤高齢者の健康づくり・介護予防支援事業 ⑥障がい者の地域での自立生活支援事業 ⑦ボランティア活動支援事業 ⑧その他事業目的に沿った事業 *事業実施期間 4月1日～翌年3月31日</p>	7,920	
		<p>●高齢者の安全まちづくり活動参加の推進 ①高齢者を犯罪や交通事故から守るため、高齢者宅に対する個別巡回等による防犯講習会等への参加呼びかけを行うとともに、公民館長などと連携した高齢者参加の防犯講習会を開催するなど、高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けた取組を推進 ②地域の高齢者に対して子ども見守り隊や子ども110番の家などの防犯ボランティアへの協力を依頼するなど、地域で実施する安全なまちづくり活動への参加を促進</p>	—	警察本部 生活安全企画課
		(4) 障がい者の地域生活の支援		
		<p>●障がい児等療育支援事業 在宅心身障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実を図った。 H22：社会福祉法人に委託（9施設）</p>	20,698	障がい福祉課
		<p>●精神障害者社会復帰施設運営事業 回復途上にある精神障がい者に居室等生活の場を提供するとともに、生活指導等を通じて自立促進を図った。 運営費補助金交付施設 15施設</p>	438,652	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●在宅心身障がい援護事業 各地域における心身障がい児（者）の療育体制の充実と受け皿の整備を図るために、在宅の心身障がい児（者）を対象とする各種通園事業等を実施及び支援した。</p> <p>(1) 重症心身障がい児（者）通園事業 在宅重症心身障がい児（者）に通園の方法により日常生活動作、機能訓練等を行った。 H22：社会福祉法人に委託（4施設）</p> <p>(2) 重症心身障がい児（者）サービス基盤整備事業 在宅重症心身障がい児（者）の在宅生活支援のため、看護職等を加配して、ショートステイ及びデイサービス等を実施する事業所に対して経費の一部を助成した。 H22：ショートステイ（3施設） デイサービス（13施設）</p>	89,700	障がい福祉課
		<p>●特別児童扶養手当の支給 障がい児の福祉の増進に寄与することを目的とし、在宅障がい児の監護・養育者に対する手当を支給した。</p>	4,896 (手当は国給付のため、手当額は含んでいない)	
		<p>●ケアホーム・グループホーム整備事業 自立のための生活の場を確保するため、ケアホーム・グループホームの整備を行った。</p>	133,000	
		<p>●障害者就労支援センター事業 就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い、障がい者の職業生活における自立を図るため、国の制度による障害者就業・生活支援センター未設置圏域に、県単独事業で障害者就労支援センターを設置した。</p>	4,175	
		<p>●島根県子ども発達支援事業費補助金 市町村が実施する、在宅の障がい児及びその家族のニーズや地域の実情に応じたきめ細やかな事業に対して補助した。</p> <p>(1) 障がい児ミニ療育事業（12市町） (2) 家族支援事業（2市）</p>	12,278	
		<p>●発達障がい者支援体制整備事業 自閉症などの発達障がい者の相談・支援のため、発達障がい者支援センターを県東部・西部に各1カ所設置するほか、発達障がい者に対する理解を促進するため、啓発・研修等を行った。 H22：発達障がい者支援フォーラム（220名） 研修会等（718名）</p>	56,997	

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

重点目標	基本方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
重点目標11	女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり		
		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ①啓発誌「しまねの女と男」の発行（年2回 各3,500部発行） ②講演会、研修の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画セミナー（約210名参加） ・企業、団体役員セミナー（約100名参加） ・男女共同参画テーマ別お届け講座（5ヵ所、のべ253名参加） ③市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数：40件） ④市町村男女共同参画計画の策定支援（1町） 	3,108	環境生活総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ●普及啓発活動 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11/12～11/25）に啓発活動を実施することにより、女性に対する暴力根絶の社会的気運を醸成するとともに女性相談窓口の周知を図った。 <ul style="list-style-type: none"> *活動内容：テレビ広報、街頭キャンペーン、県庁前電光掲示板による広報、のぼり旗掲示 	—	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談事業 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 <ul style="list-style-type: none"> *事業内容：女性相談センター及び児童相談所における女性相談の実施 *H22年度相談件数：3,602件 	39,120	
		<ul style="list-style-type: none"> ●広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ①チラシ10,000枚・カード10,000枚作成配布 ②新聞折込による広報 	280	警察本部 生活安全企画課
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性を犯罪被害から守るための対策 暴力をはじめとした各種犯罪から女性を守るため『子ども・女性』安全・安心しまねアクションプラン』を策定し、関係機関や防犯ボランティア団体と緊密に連携した女性の犯罪被害防止対策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ①女性の自主防犯意識を高める活動 職域や学校などを単位とした護身術の講習会を実施するとともに、犯罪被害防止のためのDVDやテキストブックを活用した研修会を開催 また、みこぴー安全メールによる犯罪発生情報の発信活動を実施するなど、自主防犯意識を高める活動を推進 ②女性を守るための各種環境の整備 街頭への防犯灯や防犯カメラの設置促進による安全な道路環境を整備するとともに、事業者との「アパート安全安心ネットワーク」の構築による女性の住環境を整備するなど、女性を犯罪から守るまちづくりを推進 また、女性の知名士を起用した防犯ポスターによる広報啓発活動を展開するなど、社会全体で女性を守る気運を高める活動を推進 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●ストーカー被害110番 ストーカー行為等に係る被害者の相談に対する指導・助言を行うとともに、行為者に対する指導・警告・説得等を行い、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進 <ul style="list-style-type: none"> *事業内容：ストーカー行為等に係る被害者の相談に対する指導・助言を実施 *実施主体：警察本部 *事業実施期間：通年 	—	警察本部 少年女性対策課
		<ul style="list-style-type: none"> ●ストーカー・DV被害防止広報・啓発活動 ストーカー行為・DVの被害防止に係る広報・啓発を行い、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進 <ul style="list-style-type: none"> *事業内容：一般向けの広報資料を利用したストーカー規制法、DV防止法の概要、被害防止方策及び相談受理に関する広報・啓発を実施 *実施主体：警察本部、警察署 *事業実施期間：通年 	—	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進		
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談事業【再掲】 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 * 事業内容：女性相談センター及び児童相談所における女性相談の実施 * H22年度相談件数：3,602件 	39,120	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者等保護事業 夫等から保護が必要な女性及び同伴家族を一時保護し、問題解決に向けて援助を行った。 * H22年度一時保護件数：37件 	23,709	
		<ul style="list-style-type: none"> ●DV関係相談担当者意見交換会 県下6地区 のべ参加者56名 	71	警察本部 生活安全企画課
		<ul style="list-style-type: none"> ●警察安全相談体制の整備 ①全警察署に専任の警察安全相談担当者を確保 ②非常勤嘱託職員の警察安全相談員の配置 相談センター及び4警察署（松江・出雲・浜田・益田） 8名 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●警察安全相談担当者に対する教養 警察相談担当者会議の開催 県下12警察署の警察安全相談係長を対象に開催 	18	
		<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力相談活動 配偶者暴力に係る被害者の相談に対する指導・助言を行うとともに、行為者に対する指導・警告・説得等を行い、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進 * 事業内容：配偶者暴力に係る被害者の相談に対する指導・助言を実施 * 実施主体：警察本部、警察署 * 事業実施期間：通年 	—	警察本部 少年女性対策課
		(3) 性犯罪対策の推進		
		<ul style="list-style-type: none"> ●教養及び研修 ・被害者支援専科 平成22年6月14日～18日 13名 ・各種専科 13専科 のべ161名 ・担当者会議 平成22年5月7日 12名 	—	警察本部 広報県民課
		<ul style="list-style-type: none"> ●公費負担制度の運用 ・診断書 4件 7,635円 ・初診料 5件 71,749円 	79	
		<ul style="list-style-type: none"> ●加害者の処罰を徹底するために、関係法令を厳正に適用して性犯罪捜査を推進し、強姦事件・強制わいせつ事件等を検挙した。 	—	警察本部 捜査第一課
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性警察官等に対する研修会の開催 性犯罪捜査実務研修会の開催 年1回開催 22名参加 * 事業内容：性犯罪捜査・被害女性の相談等に携わる捜査員等の研修会を開催し被害女性への的確な支援を行った。 * 実施主体：警察本部、警察署 * 事業実施期間：通年 	—	
		<ul style="list-style-type: none"> ●性犯罪指定捜査員制度の運用 * 事業内容：警察官、少年補導職員の中から、女性職員を中心に、捜査経験者等適格者を性犯罪指定捜査員として指定し、性犯罪捜査において、被害者からの事情聴取、被害届の受理、捜査手続きの説明、病院受診時のつきそい等の活動を実施した。県下警察署をブロックに分け、性犯罪指定捜査員を配置されているブロック内で運用した。性犯罪指定捜査員に対し性犯罪捜査に関する教養等を実施した。 * 事業実施主体：警察本部、警察署 * 事業実施期間：通年 	—	

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<ul style="list-style-type: none"> ●性犯罪被害者の心情に配慮した採証活動 被害者の心情に配慮した採証活動を行うことにより被害女性の保護を推進 * 事業内容：全警察署及び警察本部に配布している性犯罪被害者の証拠資料を採取する際の器具や着替え等を整備した。 * 整備箇所：警察本部、全警察署 * 実施主体：警察本部、警察署 * 事業実施期間：通年 	—	警察本部 捜査第一課
(4) 売買春への対策の推進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談事業【再掲】 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 * 事業内容：女性相談センター及び児童相談所における女性相談の実施 * H22年度相談件数：3,602件 	39,120	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●被害児童の保護活動 児童買春・児童ポルノ禁止法違反や島根県青少年健全育成条例違反の取締りを行った。併せて事件により心身に影響を受けた被害児童等に対し、少年輔導職員等によるカウンセリングなどの保護活動を行った。 * 実施主体：警察本部、警察署 * 事業実施期間：通年 	—	警察本部 少年女性対策課
(5) 人身取引への対策の推進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談事業【再掲】 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 * 事業内容：女性相談センター及び児童相談所における女性相談の実施 * H22年度相談件数：3,602件 	39,120	青少年家庭課
		<ul style="list-style-type: none"> ●DV被害者等保護事業 夫等から保護が必要な女性及び同伴家族を一時保護し、問題解決に向けて援助を行った。 * H22年度一時保護件数：37件 	23,709	
		<ul style="list-style-type: none"> ●人身取引相談と安全確保体制の整備 各警察署に警察庁・関係機関等で作成した「人身取引に関するリーフレット、啓発ポスター」を配布し、警察活動を通して人身取引被害者が相談しやすい体制の整備に努めた。また、警察職員に対する教養を実施し、相談対応要領等の周知を図った。 * 事業内容：人身取引被害者の相談等に対する保護と雇用主等に対する指導取締りを行った。 * 実施主体：警察本部 * 事業実施期間：通年 	—	警察本部 生活環境課
(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進				
①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●県職員のセクシュアル・ハラスメント防止対策のためのパンフレット等を活用し各職場における啓発に努めた。人権同和問題職場研修推進員研修会において研修を行った。 引き続き各所属ごとに相談体制の充実を図るなど未然防止や相談しやすい環境づくりに努めた。 	—	人事課
		<ul style="list-style-type: none"> ●「セクシュアル・ハラスメントその理解と防止のために」(平成13年8月県教育委員会発行)を活用し、各学校において職員研修を実施 	—	教育庁 義務教育課
②雇用の場以外におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉施設児童処遇向上事業 児童養護施設等の職員研修の開催等を支援することにより、施設入所児童の処遇向上を図った。 (1) 施設入所児童ミーティング事業 (2) 合同職員研修事業 (3) 専門的処遇推進事業 	294	青少年家庭課

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		●「セクハラと子どもの人権」(平成12年4月県教育委員会発行)を活用し、各学校において職員研修を実施	—	教育庁 高校教育課 義務教育課
(7) ストーカー行為等への対策の推進				
		●ストーカー被害110番【再掲】 ストーカー行為等に係る被害者の相談に対する指導・助言を行うとともに、行為者に対する指導・警告・説得等を行い、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進 *事業内容：ストーカー行為等に係る被害者の相談に対する指導・助言を実施 *実施主体：警察本部 *事業実施期間：通年	—	警察本部 少年女性対策課
		●ストーカー・DV被害防止広報・啓発活動【再掲】 ストーカー行為・DVの被害防止に係る広報・啓発を行い、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進 *事業内容：一般向けの広報資料を利用したストーカー規制法、DV防止法の概要、被害防止方策及び相談受理に関する広報・啓発を実施 *実施主体：警察本部、警察署 *事業実施期間：通年	—	
		●警察安全相談体制の整備【再掲】 ①全警察署に専任の警察安全相談担当者を確保 ②非常勤嘱託職員の警察安全相談員の配置 相談センター及び4警察署(松江・出雲・浜田・益田) 8名	—	警察本部 生活安全企画課
		●警察安全相談担当者に対する教養【再掲】 警察相談担当者会議の開催 県下12警察署の警察安全相談係長を対象に開催	18	
		●相談業務相互支援ネットワーク 警察署単位でのネットワーク会議の開催など、関係機関・団体との連携を強化	—	
重点目標12 メディアにおける女性の人権の尊重				
(1) メディアにおける女性の人権尊重に向けた機運の醸成				
		●関係団体との連携による男女共同参画推進事業【再掲】 ・「男女共同参画社会形成促進会議」の開催により、情報交換・意見交換を実施 構成団体：51団体(行政13、関係団体15、女性団体13、学識・マスコミ10)	191	環境生活総務課
		●サイバー犯罪の防止に関する広報 被害防止に関する講演及び警察相談に関する広報活動を行い、被害防止対策を推進した。 *事業内容：セキュリティアドバイザー及び各警察署担当者によるサイバー犯罪の被害防止に関する講演、教室の開催及び広報紙等による被害防止活動の推進 *実施主体：警察本部、警察署 *事業実施期間：通年	—	警察本部 生活環境課
(2) 公的刊行物における性差別につながらない表現の促進				
		●関係団体との連携による男女共同参画推進事業【再掲】 ・「男女共同参画社会形成促進会議」の開催により、情報交換・意見交換を実施 構成団体：51団体(行政13、関係団体15、女性団体13、学識・マスコミ10)	191	環境生活総務課

重点目標	基本方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所管課
重点目標13 生涯を通じた女性の健康づくりの推進				
(1) 生涯を通じた女性の健康保持増進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●思春期等相談事業 思春期等を対象に相談・支援する関係者の資質の向上を図った。 *実施主体：県 *事業内容：①思春期保健関係者研修会（教育庁保健体育課と共催） ②保健所における相談・教育 	95	健康推進課
(2) 妊娠・出産等における女性の健康支援				
		<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業 妊娠中毒症に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給した。 *件数：1件 	22	健康推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ●不妊専門相談センター事業 不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する知識を有する専門医師・助産師等による電話相談及び面接相談を行い、悩みの解消及び適切な情報提供により自己決定ができるよう支援した。 *実施主体：県 *主な事業内容 ・電話相談：月～金 13:00～16:00 ・メール相談：随時 ・面接相談：要予約 *実施場所：県立中央病院に「不妊専門相談センター」を委託設置 *対象：不妊で悩む夫婦等 *相談件数：305件 	2,256	健康推進課
		<ul style="list-style-type: none"> ●特定不妊治療費助成事業 不妊症のため子どもを持つことができない夫婦に対して治療費が高額である体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）について、その医療費の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図った。 *実施主体：県 *助成額：治療1回につき助成上限額15万円 1年度あたり2回を限度に通算5年助成 *助成件数：559件 	78,802	健康推進課
		<p><学校における発達段階に応じた適切な性に関する指導の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校におけるエイズ教育・性に関する指導の充実を図るため、教員を対象に講義・演習、文科省研修の伝達講習及び研究協議等を行った。 ・対象者：浜田及び益田教育事務所管内の小・中学校及び県立学校の教員 ・受講人数：164名 	53	教育庁 保健体育課
(3) 女性の健康を脅かす問題への対策の推進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●エイズ・性感染症普及啓発事業 世界エイズデー（12月1日）における街頭キャンペーンや出張講座を実施し、正しい知識の普及を図った。 	1,551	薬事衛生課
		<ul style="list-style-type: none"> ●性感染症検査事業 ・性感染症検査（エイズ）：376件 ・性感染症相談件数（エイズ）：578件 	1,411	薬事衛生課

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
		<p>●薬物乱用防止の広報・啓発活動 中学生・高校生・大学生等を中心に、広報・啓発活動を通じて薬物乱用の健康被害等を訴え、薬物乱用を許さない社会環境の醸成に努めた。</p> <p>※事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察広報紙をはじめ、自治体・関係機関広報紙及びマスメディアを利用した広報・啓発活動を推進した。 ・県下の小・中・高等学校401校中395校（実施率98.5%）において薬物乱用防止教室を開催、大学1校において同教室を開催した。 ・県下市町村における各種イベント開催に合わせて薬物乱用防止広報車を利用して薬物乱用防止広報を実施した。 <p>※実施主体：警察本部、警察署 ※事業実施期間：通年</p>	—	警察本部 少年女性対策課 組織犯罪対策課

基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた取組の推進

重点 目標	基本 方向	H22年度施策の実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課
重点目標14 国際社会を視野に入れた取組の推進				
(1) 国際規範・基準と国際交流の推進				
		<ul style="list-style-type: none"> ●しまね多文化共生推進事業 県内における多文化共生社会を推進するために、外国人住民への各種支援事業を実施した。 【実施内容】 <ul style="list-style-type: none"> ①多言語対応による相談員の配置 ②日本語教室の運営支援 ③多文化共生ボランティアの育成 ※委託先：(財)しまね国際センター 	2,775	文化国際課

苦情処理の状況

整理番号	受付年月日	申出内容	処理年月日	処理結果及び施策改善への反映状況
1	H15.3.10	栄養士の資格を取ったり保育士になりたい男子高校生の希望を叶えられる進学先は、県内では県立女子短期大学しかない。男女共同参画の家庭や地域をつくるために、早急に共学を検討してほしい。	H15.4.25	県立女子短期大学において学内検討組織を立ち上げ、大学全体の見直しに取り組んでいるところであり、この中で検討を進める旨の回答をした。
2	H17.12.2	プルトニウム混合燃料に関する懇談会の委員の選任に関して、名簿案が作成されると同時に関係課への報告がなされていないこと構成員の女性の比率が17分の4であることから付属機関等条例に違反している。	H18.1.27	・関係課への報告については、委員の委嘱手続きが終了後「付属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき速やかに報告を行っている。 ・懇談会に係る構成員は、議決権の有無、定足数の対象であるか否か等から12名であり、このうち女性は4名である。女性の登用については、「県付属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」に沿って選任に努めたところであるが結果として女性委員が40%を下回るものとなったものである。政策方針決定過程への女性の参画推進に向けて、幅広い観点から女性人材を登用することは重要なことであるので、今後とも女性の参画を進め、男女共同参画の推進に努める。 以上について申出者に対して回答した。
3	H17.12.26	第2回プルトニウム混合燃料に関する懇談会において実施された講演が、客観的データに基づかない大衆操作・女性蔑視の内容であったとされ、講師の選定と講演内容について苦情の申出でがされた。	H18.2.2	・講師の選定については、第1回懇談会での決定を受けリスク論の分野における専門家の中から、リスク論を平易に解りやすく話していただける方を選定した。 ・講演内容については、話の受け止め方は個人によって異なるが、懇談会の委員からは有益な話であったと評価いただいている。今後とも懇談会における講師の選定については、テーマについて該当する分野から懇談会の決定を受け最も適切な方を選定していく。 以上について申出者に対して回答した。
4	H18.5.9	平成18年3月に改定された鳥根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)中の「ジェンダー・フリー」に関する説明が、間違った解釈だけが記載されており、県民に大きな誤解を与えている。	H18.6.23	「しまねパートナープラン21(改定版)」における「社会的性別」(ジェンダー)についての用語解説は、国の計画との整合を図るため、平成17年12月27日に策定された国の男女共同参画基本計画(第2次)中の記述をそのまま掲載したものである。 当該記述は、「ジェンダー・フリー」という用語が、使う人によってその意味や主張する内容が様々である中、「ジェンダー・フリー」を使用している不適切な事例を掲載しているものと考えている。 しかし、当該記述内容のとらえ方によっては、県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた県民の取り組みについても否定される懸念があることから、県としては、今後、施策を進めるに当たって、男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)について、誤解を受けることのないよう理解と普及に努めていく。 以上について申出者に対して回答した。
5	H18.5.11	・第10回プルトニウム混合燃料に関する懇談会の最終報告書の採決において、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視があった。 ・第9回会議の議事要旨において、会議冒頭で30分にもわたる女性委員の発言を一切無視し、一行も触れられないのは、女性に対する人権無視である。	H18.6.23	採択の表決については、下記1のとおり適正に行われたものと考えている。 また、第9回懇談会議事録要旨作成についても、下記2のとおり懇談会委員の承認のもとに適切に作成したものと考えている。 このことから、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視はなかったものとする。 1.採択の表決について 第10回懇談会における最終意見書の採択に当たっては、議長は報告書案についての意見以外に、その他の意見についても受け入れる旨発言されるなど各委員に意見を表明する機会を何度も与えられており、賛成されなかった女性委員についても意見表明の機会は確保されていたものと考えている。また、表決については、異議のない方に挙手を求めることにより、懇談会設置要綱の規定に基づき過半数であることを確認されたものであり、適正に行われている。 2.第9回懇談会の議事録要旨について 懇談会議事録要旨は、個々の委員の発言内容を記録するものではなく、どのような議事が行われたかの概要を記録する観点から作成したもので、懇談会で確認された後、確定し公開している。また、この議事録要旨に併せて各委員の発言内容等詳細な内容を記録した議事録を作成し、県のホームページで公開しており、全ての議事内容が確認できるようにしている。 以上について申出者に対して回答した。
6	H19.7.17	出雲市内の中学校においては、全ての学校で、女性の生徒はスカートという決まりが校則で義務付けられている。 これは、男女の権利を平等にしようという社会の考え方、方向性に逆行している。是非、県内の公立中学校、高校において女性の生徒もスカートのほか、権利としてズボンも選択できる制度の導入を働きかけてほしい。	H19.10.9	国の指導では、校則等は、各学校において、地域の実情、児童生徒の発達段階、学校の方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえることが必要とされる。 また、校則は各学校において適切に考えられることが基本であり、文部科学省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり、適当でないとしている。 県教育委員会としても、校則は学校個々の判断の上、定めるべきものであり、一概にスカートとズボンの選択性導入という、画一的な指導を行う考えはない。 しかし、校則を定めるに当たっては、男女平等など基本的な人権尊重に配慮されるべきであると考えている。 県教育委員会としては、今後とも教職員の男女共同参画に関する理解促進のための研修を継続するとともに、校則についても男女共同参画の視点に立って、積極的に見直していくよう指導していく。 以上について申出者に対して回答した。

市町村における男女共同参画の状況

平成23年4月1日現在

市町村名	目標数値	審議会数		延総委員 等数	延女性 委員数	比率	(1)自治法180条の5に基づく委員会						(2)自治法202条の3に基づく審議会					
		うち女性を 含む審議会	審議会数				審議会数	うち女性 委員数	女性のい る審議会	委員数	うち女性	割合	審議会数	女性のい る審議会	委員数	うち女性	割合	
松江市	H23:35%	40	38	861	264	30.7	6	4	58	7	12.1	40	38	861	264	30.7		
浜田市	H27:35%	27	22	370	85	23.0	6	3	54	3	5.6	34	25	510	91	17.8		
出雲市	H26:40%	56	49	1,443	432	29.9	6	3	65	5	7.7	29	26	536	156	29.1		
益田市	-	-	-	-	-	-	6	5	48	6	12.5	23	22	341	77	22.6		
大田市	H23:40%	48	46	914	297	32.5	6	4	43	6	14.0	23	23	325	75	23.1		
安来市	H25:40%	28	18	341	58	17.0	6	1	54	2	3.7	22	17	287	56	19.5		
江津市	H23:40%	41	29	559	163	29.2	6	3	39	4	10.3	21	15	229	51	22.3		
雲南市	H26:40%	33	28	623	190	30.5	6	4	54	11	20.4	22	19	311	94	30.2		
市計							48	27	415	44	10.6	214	185	3,400	864	25.4		
東出雲町	H24:40%	23	18	238	67	28.2	5	3	31	5	16.1	7	6	82	18	22.0		
奥出雲町	H27:30%	19	11	255	38	14.9	5	2	49	2	4.1	19	11	255	38	14.9		
飯南町	-	-	-	-	-	-	5	4	37	5	13.5	12	10	123	27	22.0		
斐川町	H23:30%	23	15	436	86	19.7	5	0	34	0	0.0	12	9	217	35	16.1		
川本町	H27:30%	18	13	259	49	18.9	5	2	24	2	8.3	18	13	259	49	18.9		
美郷町	-	-	-	-	-	-	5	1	27	1	3.7	11	11	132	28	21.2		
邑南町	H23:25%	18	11	180	25	13.9	5	2	35	3	8.6	13	9	145	22	15.2		
津和野町	H25:40%	22	15	300	56	18.7	5	3	35	3	8.6	22	15	300	56	18.7		
吉賀町	H27:50%	12	5	52	11	21.2	5	3	36	5	13.9	6	5	79	12	15.2		
海士町	-	-	-	-	-	-	5	2	26	3	11.5	11	10	123	17	13.8		
西ノ島町	H26:30%	21	15	155	30	19.4	5	1	25	1	4.0	12	10	106	20	18.9		
知夫村	-	-	-	-	-	-	5	1	19	1	5.3	7	4	53	7	13.2		
隠岐の島町	-	-	-	-	-	-	5	2	28	4	14.3	35	28	446	101	22.6		
町村計							65	26	406	35	8.6	185	141	2,320	430	18.5		
浜田市(広域)	-	-	-	-	-	-	2	0	5	0	0.0	3	2	123	56	45.5		
益田市(広域)	-	-	-	-	-	-	2	1	5	1	20.0	2	2	58	29	50.0		
雲南市(広域)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	66	31	47.0		
川本町(広域)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	6	2	33.3		
隠岐の島町(広域)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	31	19	61.3		
広域計							4	1	10	1	10.0	9	7	284	137	48.2		
合計							117	54	831	80	9.6	408	333	6,004	1,431	23.8		

市町村名	職員数			管理職総数		議員定数	議員実数		任期満了年月日	条 例	基本計画
	うち女性	うち女性管理職		うち女性	女性比率						
		うち女性	女性比率								
松江市	1,295	397	167	24	14.4	34	3	8.8	H25.4.23	○	○
浜田市	733	205	84	2	2.4	28	1	3.6	H25.10.22	○	○
出雲市	1,411	437	160	11	6.9	34	1	3.1	H25.4.16	○	○
益田市	455	128	65	4	6.2	28	2	7.7	H23.9.8	検討していない	○
大田市	754	364	89	15	16.9	24	1	4.2	H26.4.10	○	○
安来市	725	329	139	34	24.5	24	2	9.1	H25.10.31	制定するかどうか検討する	○
江津市	290	109	35	1	2.9	16	0	0.0	H26.5.30	○	○
雲南市	785	360	131	29	22.1	24	2	9.1	H24.11.27	○	○
市 計	6,448	2,329	870	120	13.8	212	12	5.9	-	-	-
東出雲町	109	55	20	7	35.0	16	2	12.5	H26.9.30	○	○
奥出雲町	229	112	30	4	13.3	16	1	6.3	H25.4.30	○	H22年度策定
飯南町	153	73	31	6	19.4	12	0	0.0	H25.7.31	H24年度以降の制定を別途に検討	○
斐川町	192	74	18	1	5.6	16	2	12.5	H23.5.14	制定の予定なし	○
川本町	59	16	10	0	0.0	10	0	0.0	H24.4.24	○	○
美郷町	102	35	29	0	0.0	12	0	0.0	H25.7.31	制定するかどうか検討する	○
邑南町	236	90	18	0	0.0	15	0	0.0	H25.4.30	制定するかどうか検討する	○
津和野町	138	39	17	2	11.8	16	2	12.5	H26.4.30	○	○
吉賀町	101	29	10	0	0.0	14	1	7.1	H25.10.29	検討していない	○
海士町	77	23	18	2	11.1	10	1	10.0	H23.4.30	検討していない	H22年度策定
西ノ島町	70	24	9	1	11.1	10	0	0.0	H25.2.28	検討していない	H22年度策定
知夫村	31	9	9	1	11.1	8	0	0.0	H23.4.29	検討していない	H23.4から策定について検討を始める
隠岐の島町	287	110	29	1	3.4	16	1	6.7	H25.4.30	検討していない	○
町村計	1,784	689	248	25	10.1	171	10	6.0	-	-	-
合 計	8,232	3,018	1,118	145	13.0	383	22	5.9	-	策定数 10	策定数 20

島根県男女共同参画推進条例

〔平成14年3月26日〕
島根県条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条—第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第21条）

第4章 島根県男女共同参画審議会（第22条—第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

- 第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
- 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

- 第5条** 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条** 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。
- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことがで

きる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント
- 三 男女間における暴力的行為

(被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- 二 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育)

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

(農山漁村における男女共同参画の推進)

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務

四 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げるものについては、4名以内とする。

一 学識経験を有する者

二 公募に応じた者

4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、知事が任命する。

4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

3 島根県立女性総合センター条例(平成11年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立男女共同参画センター条例

第1条及び第2条中「島根県立女性総合センター」を「島根県立男女共同参画センター」に改める。

島根県男女共同参画計画（改定版）施策体系（計画期間 平成18年度～22年度）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 1 男女共同参画の視点にたった社会制度・慣行の見直し	(1)職場、家庭、地域等における制度・慣行の見直し (2)男女共同参画の視点にたった施策の策定及び実施 (3)男女共同参画にかかわる情報の整備・提供
重点目標 2 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革	(1)全県的広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2)男女共同参画に関する法令等の周知
重点目標 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	(1)学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進 (2)家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進 (3)多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供

基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 4 県の政策・方針決定過程への女性の参画推進	(1)県の政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2)県における女性職員の登用等の促進 (3)県の政策・方針決定過程への女性の意見の反映の促進
重点目標 5 市町村・企業・団体等における取組の促進	(1)市町村への働きかけと支援の推進 (2)各種機関、団体、企業等の取組の促進
重点目標 6 女性の人材育成と人材情報の整備・提供	(1)女性の人材育成 (2)女性人材情報の整備・提供

基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 7 家庭生活と他の活動の両立支援	(1)家庭生活、地域社会等における男女共同参画の促進 (2)育児・介護と雇用の両立及び再就職の支援 (3)多様なライフスタイルに対応した子育て支援対策の充実 (4)介護サービス等の充実
重点目標 8 雇用の分野における男女共同参画の促進	(1)男女に均等な雇用環境の整備 (2)働く女性の妊娠・出産にかかわる保護 (3)女性の職業能力の開発の促進 (4)多様な働き方を可能とする就業条件の整備

重点目標 9 農林水産業等におけるパートナーシップの確立	(1)あらゆる場における意識及び行動の変革 (2)政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (3)女性の経済的地位の向上及び就業環境の整備 (4)女性が住みやすく活動しやすい環境づくりの推進
--	---

重点目標 10 だれもが安心して暮らせる環境の整備	(1)防災・災害復興対策における男女共同参画の推進 (2)消費生活の安定と向上の推進 (3)高齢者の自立及び社会参加の促進 (4)障害者の地域生活の支援
-------------------------------------	---

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 11 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり (2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 (3)性犯罪対策の推進 (4)売買春への対策の推進 (5)人身取引への対策の推進 (6)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (7)ストーカー行為等への対策の推進

重点目標 12 メディアにおける女性の人権の尊重	(1)メディアにおける女性の人権尊重に向けた機運の醸成 (2)公的刊行物における性差別につながらない表現の促進
------------------------------------	--

重点目標 13 生涯を通じた女性の健康づくりの推進	(1)生涯を通じた女性の健康保持増進 (2)妊娠・出産等における女性の健康支援 (3)女性の健康を脅かす問題への対策の推進
-------------------------------------	---

基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 14 国際社会を視野に入れた取組の推進	(1)国際規範・基準と国際交流の推進

第2次島根県男女共同参画計画施策体系（計画期間 平成23年度～27年度）

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 1 地域における慣行の見直しと意識の改革	(1)全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2)男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3)男女共同参画に関する情報の収集・提供
重点目標 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	(1)学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進 (2)家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進

基本目標Ⅱ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 3 県の政策・方針決定過程への女性の参画推進と市町村、企業、団体等における取組の促進	(1)県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2)市町村、企業、団体等における取組の促進

基本目標Ⅲ 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理解促進と定着 (2)多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 (3)男女に均等な雇用環境の整備と能力開発
重点目標 5 農林水産業等における男女共同参画の促進	(1)政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2)女性の経済的地位向上の促進
重点目標 6 地域における男女共同参画の推進とだれもが安心して暮らせる環境の整備	(1)地域における男女共同参画の推進 (2)だれもが安心して暮らせる環境の整備

基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

重点目標	施策の基本的方向
重点目標 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進 (2)性犯罪等への対策の推進 (3)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
重点目標 8 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1)思春期・若年期における健康づくり (2)妊娠・出産などに関する健康支援 (3)中高年期における健康づくり

島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室

〒 690-8501 島根県松江市殿町1

TEL 0852-22-5245

FAX 0852-22-5636